

令和 6 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 令和 6 年 9 月 1 7 日
- ・ 開 会 令和 6 年 9 月 1 7 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 9 月 1 8 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
まちづくり推進室長		建設課参事
まちづくり推進室参事		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第3回大空町議会定例会議事日程

第1号 令和6年9月17日（火） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 発議第11号 常任委員会委員の選任について
- 日程第7 発議第12号 議会運営委員会委員の選任について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和6年9月17日

大空町議会議長 原本哲己

諸 般 の 報 告

《令和6年6月21日～令和6年9月17日》

- 6月21日 第6回総務厚生・第6回産業建設文教合同常任委員会
第5回議会広報常任委員会
- 23日 網走分会消防団連合演習
- 7月 2日 第52回交通安全大会・第74回社会を明るくする運動大会
北海道町村議会議員研修会（札幌市）
- 6日 認定こども園めまんべつ運動会
東藻琴地区殉公者慰霊祭
大空建設業協会第51回親睦会パークゴルフ大会・懇親会
- 8日 オホーツク圏活性化期成会農林水産専門委員会（北見市）
- 9日 北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望（東京都）
- 15日 陸上自衛隊美幌駐屯地73周年記念式典（美幌町）
- 17日 ノンキーランドふるさとまつり実行委員会
- 18日 夏の交通安全運動「交通安全旗の波作戦」
- 19日 産業建設文教常任委員会所管事務調査
- 23日～24日 オホーツク圏活性化期成会夏季要望（東京都）
- 23日 陸上自衛隊北部方面総監歓迎会（美幌町）
- 24日 第6回議会広報常任委員会
- 25日 美幌地方自衛隊協力会要望（東京都）
- 8月 1日 総務厚生常任委員会所管事務調査
- 2日 第16回ふれあいスタディ in 大空町の団員歓迎セレモニー
- 3日～4日 第49回めまんべつ観光夏まつり
- 5日 第7回議会広報常任委員会
網走市議会議員研修会

8月 8日 オホーツク町村会講演会（遠軽町）

10日 めまんべつ納涼盆踊り

15日 女満別地区戦没者追悼平和祈念祭

第1回タブレット端末等導入検討小委員会

16日 東藻琴B&G海洋センタープール救護室配備式

21日 東京都江東区議会行政視察来町

第8回議会広報常任委員会

25日 第42回ノンキーランドふるさとまつり

28日 第4回議会運営委員会

第7回総務厚生・第7回産業建設文教合同常任委員会

第7回総務厚生常任委員会

第7回産業建設文教常任委員会

第2回タブレット端末等導入検討小委員会

9月3日～5日 産業建設文教常任委員会道内視察調査

（小樽市、仁木町、倶知安町、南幌町、当別町、札幌市、鷹栖町）

11日 第5回議会運営委員会

12日 女満別ドリーム苑敬老会

13日 老人福祉大会

17日 令和6年第3回定例会

(開会 午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 3 回大空町議会定例会を開会します。

◎会議の宣告

◇議 長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定において、議長において、2 番、川村淳議員及び 3 番、福田淳一議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第 2、議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長、上地史隆議員。

◇議会運営委員会委員長 はい、9 番。皆様改めておはようございます。

議会運営委員会の審査経過を報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る 9 月 11 日、議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 3 人、町長から提出されております案件が 23 件であります。その内訳は諮問が 1 件、条例制定等の議案が 8 件、令和 6 年度補正予算が 6 件、令和 5 年度の各会計歳入歳出決算認定が 8 件であり、議会提出議案も予定されております。

また、故三條幸夫議員に対する追悼演説が予定されておりますことから、一般質問及び提出議案の内容、件数から判断しまして、本定例会の会期は本日 9 月 17 日に開会をして、9 月 18 日までの 2 日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定

◇議 長 日程第 3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 9 月 18 日までの 2 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの2日間に決定しました。

ここで、先ほど議会運営委員会委員長報告にもありましたように、去る8月16日に急逝されました故三條幸夫議員に対する追悼演説を議会運営基準に基づき執り行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

これより、議会を代表して後藤議員から追悼演説の申出がありますので、これを許します。

後藤忍議員。

◇後藤議員 追悼の言葉。

本日ここに、本町議会議員故三條幸夫氏の生前を偲び、令和6年第3回大空町議会定例会の開催にあたり謹んで追悼の言葉を申し上げます。

本年の8月16日不撓不屈の精神でいつも気力充溢しておられました三條幸夫議員が、入院加療中突然容態が急変し、ご家族の献身的な看病、願いも届かず不帰の客となられたことは痛恨の極みでありました。

いま、敬愛する先輩であり同期の仲間でもある三條議員との別れで失ったものはとても大きく、私を含め同僚議員たちもこれに過ぎる悲しみはありません。

そのあなたが他界されて月日が経つのは早いもので、厳粛の内にあなたの議員会葬が執り行われてから早くもひと月が経ちました。

あなたは仕事もご家庭においても、これから益々人生の充実した時期を迎えるはずであったことと思います。

いつもお元気なあなたのお姿を目のあたりにしておりました私どもにとりましては、突然の訃報に接し大きな衝撃を受けたところであります。

この間、ご遺族の皆様方のお嘆きはいかばかりかと胸が塞がる思いであります。

あなたは、平成30年の町議会議員選挙において、見事2位で初当選され、親しみやすい人柄と実直な人柄の両面を持ち合わせ、正直で信頼できる姿、そして夢と活力あるまちづくりに対する意気込み、行動する姿勢に多くの町民の支持を受け2期連続で当選を果たされました。

当選後は、総務厚生常任委員長、議会運営委員、議員会長、都市計画審議会委員などの要職に就かれ、大空町を愛し、誠実公平にして卓越した識見と情熱を持ってまちづくりに取り組んでこられ、多方面に渡りご活躍されてこられました。

特に2期目の議員の要としていつも気力が溢れ、また、果敢に新しい潮流を掴み、人々の信頼を担って地域発展に残された功績は計り知れないものがあります。

昨年12月頃から徐々に体調が悪化してきたように思いますが、今年の

3月定例会には体調不良にも関わらず強い責任感で定例会を乗り切りました。

6月に埼玉県の病院で治療され帰町された後は、体調も回復傾向にあったように見受けられ、弱音一つ履かず、私に合同常任委員会の座長はしばらく私がやります。と言われた言葉が今でも心に残っております。

8月1日の総務厚生常任委員会の所管事務調査におきましても、体調が万全でない状態でありながらも最後までご出席され、職員との懇親会にも参加されていたと聞いております。

職員との交流、対話を大切に思う気持ち、最後まで委員長としての職責を全うしようとする姿勢は、私たち議員のみならず誰しもが見習わなければならない姿だと痛感させられました。

いつも、議会の場であれば私の隣の席に、着席しているはずのあなたの議席は空席であり、いま遺影の写真を見ますと在りし日のあなたの議会人として揺るがぬ意志、確固たる信念を貫き通す姿勢が目の前に甦ってきます。

今、遠いかなたに旅立たれたあなたを思い、つくづくと人生の無情を感じ痛恨の念に堪えません。

今、大空町は、少子高齢化等による人口減少と高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化、社会教育施設や斜網地区廃棄物中間処理施設の整備など、検討や協議をしていかなければならない課題が山積しており、大変重要な時を迎えております。そうした時に、果敢な行動力と的確な助言でこれからの活躍が大きく期待されていただけに、あなたを失ったことは誠に惜しまれても余りあるものがございます。

人生の大輪の花がこれから咲き開こうという矢先に、この世を去ったあなたの胸中を察するとき、ただただ人生のはかなさと無情さを、改めて知らされたような気がし、誠に痛恨の極みであると共に惜しんでも惜しみきれないものがございます。

天がさらに命を与えてくださったのならば、本町の発展のため多くのお力添えをいただけたかと思うと、信に残念でなりません。

議員として、あなたが議会活動で残された尊い足跡と輝かしい事績は、末永く議会人の敬慕するところであり、必ずや受け継がれるものと信じて疑わないところでございます。

私たち議員は、あなたが目指しておりました志を継ぎ、先人が築き上げてきた良き伝統と、緑豊かな環境を守り、大空町が一層躍進するよう邁進することをお誓いいたします。

ここに、在りし日の議場におけるあなたの雄姿を偲び、皆様と共に心からご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族皆様の前途に限りないご加護を賜りますようお願い申し上げ、追悼の言葉といたします。

令和6年9月17日、議会代表、後藤忍。

◇議長 これにて、故三條幸夫議員に対する追悼演説を終了します。
暫時休憩します。

(暫時休憩 午前10時13分)

(再開 午前 10 時 14 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は 11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動があります場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますのでご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告は終わります。

◎日程第 4 行政報告

◇議 長 日程第 4、行政報告を行います。松川町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。松川町長。

◇町 長 おはようございます。令和 6 年第 3 回大空町議会定例会にあたり、行政報告を行います。

6 月 26 日、大空町地域包括支援センター運営協議会を開催いたしました。令和 5 年度の運営状況説明、令和 6 年度活動計画についてお諮りをし、決定いただいたところであります。

7 月 2 日は、交通安全・社会を明るくする運動大会を大空町教育文化会館において開催し 130 名の参加をいただきました。

7 月 3 日は、東京に出張し全国高速道路建設協議会総会及び行政活動に参加いたしました。総会後の要請活動は都道府県ごとに実施し、北海道が 5 班体制で道内関係衆参国會議員、国土交通省等への要請活動を実施いたしました。私は衆議院議員第 1 議員会館において、北海道選出国會議員への各事務所において要望書の手交をしてきたところでございます。

翌日、千歳市長が会長職にある北海道空港協会中央要望に参加いたしました。横田千歳市長、大泉函館市長、田村利尻富士町長、山本東神楽町長とともに、北海道局、国土交通省大臣政務官、国土交通省航空局航空ネットワーク部長等に要望書を手交し、各空港所在自治体から個別の要望を行い、私からは、

大阪国際空港、伊丹空港の離発着要件の緩和、長距離路線の発着枠の増設について要望いたしました。

7月6日は、東藻琴地区殉公者慰霊祭を挙行了いたしました。ご遺族、遺族会役員並びにご来賓にご出席をいただいたところであります。

翌日、第2回目となる町民交歓ソフトボール大会を開催いたしました。東藻琴多目的グラウンドを会場に6チーム91名が参加し、熱戦が繰り広げられました。

7月8日、オホーツク圏活性化期成会建設経済専門委員会が北見市で開催され出席いたしました。令和6年度中央要望に係る要望事項について協議したところであります。

同日、オホーツク東部広域農業水利管理協議会を開催いたしました。協議会の管理施設であります古梅ダムの維持管理に係る令和5年度決算及び令和6年度予算などを決定したところです。

7月9日、東京に出張し、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会夏季要望に参加いたしました。当期成会と北海道横断自動車道北見地区早期建設促進期成会及び遠軽・北見道路整備促進期成会の3期成会合同により要請活動を行いました。

同日、斜網地区廃棄物中間処理施設建設に係る中央要請に参加いたしました。環境省環境再生資源循環局廃棄物適正処理推進課に対し、1市5町で進めていく廃棄物中間処理施設、焼却処理施設について概要説明と、今後進めて行くにあたってのアドバイス等をお願いしてきたところであります。

7月11日、大空町家畜伝染病防疫対策協議会総会を開催いたしました。町内における家畜伝染病の発生状況などについて報告するとともに、令和5年度収支決算、令和6年度事業計画予算などを決定したところです。

7月12日は、札幌市において、北海道てん菜振興自治体連絡協議会総会に出席いたしました。

同日、北海道市町村長交流セミナーが開催され出席いたしました。東京大学大学院中嶋教授のご講演では、ご自身が委員として改定作業に関わっていた食料農業農村基本法改正についてお話を伺ったところあります。

7月13日、15日の2日間、陸上自衛隊美幌駐屯地創立73周年記念行事に出席いたしました。13日は美幌駐屯地所属車両による記念市中パレード。15日は記念式典が挙行され、観閲式典、観閲行進、公開訓練を観覧したところあります。

7月16日、令和9年度からスタートとなる新たな総合計画を策定するため、第1回目の総合計画策定審議会を開催いたしました。委員への委嘱状の交付並びに委員の互選により選出されました会長に対し、計画策定についての諮問を行いました。

7月17日、ふるさと祭り実行委員会を開催し、8月25日開催の第42回ノンキーランドふるさとまつり並びに第35回ロール転がしどってん酷ロール北海道大会の事業内容を決定したところです。

7月19日は、網走市で開催されたオホーツク町村会行財政委員会に出席いたしました。大学卒業者における令和7年度採用オホーツク管内町村職員

採用資格試験の合格ラインを決定したところです。

7月23日、東京に出張し、法務省矯正局を訪問し、網走刑務所住吉作業所での事業の進捗状況及び網走刑務所との連携事業について説明してまいりました。2ページをお開き願います。

翌日、オホーツク圏活性化期成会夏季中央要望に参加いたしました。私は建設経済班長として、国土交通省に対し地方空港の運行路線の維持拡充などについて要望を行ったところです。

7月25日は、美幌地方自衛隊協力会要望活動として、防衛省陸上幕僚監部を訪問し、美幌駐屯地部隊である第6即応機動連隊の体制強化、駐屯地施設の強靱化、採用枠の拡充及び隊員の処遇改善について要望を行いました。

同日、幹事を仰せつかっている全国生涯学習市町村協議会の役員会及び総会が文部科学省で開催され出席いたしました。

7月30日は網走市において、網走川ほか減災対策協議会・流域治水協議会が開催され出席いたしました。

8月5日は、同じく網走市でオホーツク地域づくり連携会議が開催され出席いたしました。網走開発建設部からは地域づくり推進ビジョンの進捗状況、オホーツク総合振興局からはオホーツク連携地域政策展開方針進捗状況説明があった後、意見交換を行いました。

翌日、網走市にて地域航空に関するシンポジウムが開催され、丘珠空港と新潟空港を結ぶ路線を開設した、トキエア株式会社代表取締役CEO長谷川氏のご講演と、地域航空のこれからの展望と題したパネルディスカッションが行われ、私は女満別空港整備利用促進協議会の会長として参加したところがあります。

8月7日は、上川大雪酒造株式会社、網走市、大空町の3者による連携協力に関する基本協定締結式に出席いたしました。大空町は、水田を活用した酒米の栽培、女満別空港の利用促進、観光業、飲食業、商業を主とした関係機関と連携した取組に対し、連携協力していくこととしています。

翌日、遠軽町で開催されたオホーツク町村会講演会に出席いたしました。講演会の講師を務められた、北海道町村会地域振興アドバイザーである山崎史郎氏からの人口減少社会を考える少子高齢化と社会保障のこれからの題した講演を聴講し、終了後意見交換を行いました。山崎氏から、人口減少社会に対する特効薬は存在しないため、若い世代の所得増、雇用安定、男性の育休推進など、様々な取組を複層的に実施していくことが重要であるとのご示唆をいただいたところです。

8月13日は、北見市において、オホーツク圏活性化期成会役員会が開催され出席いたしました。私は期成会の役員ではありませんが、石北線沿線自治体の長ということで、オブザーバー参加し、JR北海道に対する石北線の維持、活性化に関する要望活動を、8月21日上川地方総合開発期成会との合同で実施することを決定したところです。

8月15日は、女満別地区戦没者追悼平和祈念祭を挙行いたしました。

翌日、東藻琴B&G海洋センターにて、B&G財団から菅原理事長にご出席いただき、東藻琴B&G海洋センタープール救護室配備式を執り行いました。

このたび、女満別、東藻琴両海洋センターにエアコンを完備した救護室を整備いただいたところであります。

8月21日、札幌市に出張し、オホーツク圏活性化期成会と上川地方総合開発期成会との合同による、JR北海道に対する石北線の維持、活性化に関する要請活動に出席いたしました。石北線の持続的な維持に向け、特急列車の利便性の向上、計画的な設備投資、特急大雪の快速化に係る快適性、利便性の向上等について要請したところであります。

8月23日、東京都において、盛山正仁文部科学大臣に直接要望の機会をちょうだいしたことから、大空高等学校に関し多様な進路に対応するための教員の加配、魅力ある高校づくりのため、さらには、質の高い教育を推進するためのコーディネーターの常設について要望したところであります。森山大臣からは、教員の加配に関しては、全国的な実態等を把握し今後の検討課題とすること。コーディネーターの常設に関しては、文部科学省の学校を核とした地域力強化プランによる補助制度のほか、内閣府や他省庁の制度の活用を検討して欲しい旨の回答をいただいたところであります。

8月25日、ノンキーランドふるさと祭りを緑とチーズの里ふれあいパークで開催いたしました。第35回ロール転がしどってん酷ロール北海道大会には、男子の部には昨年より6チーム多い33チーム、女子の部は4チーム多い10チームの参加により開催出来ました。そのほかにも、野外バーベキューや売店コーナーなど多数の来場者でにぎわったところであります。

8月28日は、網走厚生病院運営委員会が網走市で開催され、出席いたしました。外来患者数の減少や、医師数、看護師数が定員数の確保に苦慮している状況等について説明を受けたところです。

9月5日、網走市で開催された斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会市長町長会議に出席いたしました。施設設置及び運営に係る費用負担の在り方、排水処理の整備、財源確保のための要望活動について協議したところであります。

以上、令和6年第3回大空町議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これでは行政報告は終わりました。
暑い方は上着を脱いでもらって結構です。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。
順番に一般質問を許します。9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。通告に従い一般質問に移らせていただきます。ほかにご登壇される議員の方と質問の内容、説明が重なるところがありましたら、ご容赦いただきたいと思います。それでは早速一般質問に移らせていただきます。

今回の質問は、見守りが必要な高齢者の方の支援についてでございます。

現在、日本では少子高齢化が急速に進んでおり、今年の４月に国立社会保障人口問題研究所が発表した日本の世帯数の将来推計によりますと、単独世帯の高齢者の方が２０５０年には１，０８４万人まで増加する見通しであり、これは前回の推計を１５０万人以上上回っており、予想を超えるペースでひとり暮らしの高齢者の方が急増しております。

また、ひとり暮らしの高齢者の方は、ご家族と同居されている高齢者の方と比べて、様々な困難や不安を抱えやすいのが現状でございます。健康面での不安、経済的な不安、社会的孤立。これらの問題に対して社会全体でどのように支援していくのが重要な課題となってきました。そのようなことから、各自治体では試行錯誤をしながら様々な見守りの取組が行われておりますが、私たちの町の取組の現状はどのようなになっているのか。町長にお伺いいたします。

以上で、最初の質問とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からの一般質問にご答弁を申し上げたいと思います。

大空町における高齢者の見守りの現状につきましては、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで構成される世帯を対象に実態把握や定期的な訪問を行う見守りネット事業、緊急時の行動に不安がある方を対象としている緊急通報システム設置事業、また、夕食の配達とともに安否確認を行う配食サービス事業などがあります。

また、ひとり暮らしに不安があり心身の状況などに一定の見守りを要する方には、生活支援ハウスやシルバーハウジングに入居いただき支援員からの見守りを受けられる仕組みもあるところであります。

各事業の対象件数や事業実績などにつきましては、後ほど担当課長から説明させます。これらの事業と介護保険のサービスなどを組み合わせることで、緊急時の連絡を円滑なものとするとともに個別の状況に応じて、訪問や電話での安否確認を行い、病気や心身の衰えがあっても安心して生活できるよう支援する仕組みを構築しているところであります。

見守りネット事業につきましては、社会福祉協議会の訪問員がご自宅を訪問するほか地域を担当する民生委員が同行する機会を設けるなど、顔が見える関係性を持つことができるよう多職種連携を図っています。

このほか、見守り体制に関連して新聞販売、電力、燃料など生活に密接なかわりがある民間事業者１５社と連携協定を締結しています。例えば、郵便局や新聞販売店による配達業務の際に郵便物や新聞がたまっていた場合には、役場の福祉課に連絡が入ることとなっており、民間の事業者にもご協力をいただいています。

また、今年度に入って町の保健師、民生委員、ケアマネジャー、見守り訪問員などが集まり、それぞれが持っている福祉サービスの利用状況、情報などを地図に落とし込んで見守りマップを作成し、見守りに生かすことができるようモデル地区を町内で数ヶ所を選定して取り組んでいるところであります。

以上、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 宮田福祉課長。

◇福祉課長 私からは、ひとり暮らしの高齢者数などの状況と見守りに関する事業の対象世帯、令和5年度の事業実施状況につきましてご報告いたします。

初めに、大空町における令和6年3月末時点の65歳以上ひとり暮らし高齢者の人数は420人、高齢者のみで構成される世帯数は459世帯でございます。

次に、見守り関連の事業の状況についてでございます。

一つ目、見守りネット事業につきまして対象世帯数は712世帯、こちらにつきましては、日常で定期的に訪問サービスや通所サービス、施設サービスを利用されている方は除いております。訪問実績につきましては563世帯、訪問実施率につきましては79.1%となっており、年代別で見ますと60歳代の方はまだ就労をされている方も多く訪問実施率は52.8%と低く、年齢が上がるにつれて高い実施率となります。

二つ目の事業といたしまして緊急通報システム設置事業について、設置世帯数は69世帯でございます。年間通報実績は272件、そのうち12件が緊急の対応でありました。緊急での通報内容は室内で転倒をし、起き上がれなくなったの通報ですとか、体調に異変が生じての通報などとなっております。

三つ目の事業といたしまして、配食サービスの利用対象者につきましては70歳以上のひとり暮らしの方、または80歳以上の方のみで構成される世帯でございます。利用登録をされている世帯は69世帯でございます。このうち実利用世帯は38世帯で、年間総配食件数は4,795食でございます。

また、見守りに関する連携協定を締結している事業者は15事業者ございまして、この事業者の業種についてはコンビニエンスストア、生活協同組合、郵便局、新聞販売店、フリーペーパー発行事業者、電力会社、燃料販売店、健康飲料販売業者となっております。

なお、ひとり暮らしが不安な方にご利用いただく生活支援ハウスの入居者数は女満別地区で15人、東藻琴地区で11人いらっしゃいます。

また、生活支援員による見守りが受けられますシルバーハウジングに入居されている世帯数は28世帯でございます。

以上、高齢者の状況、見守り関係事業の実績等についての答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。町長より、また、担当の課より説明をいただきましたが、その中で改めて質疑をしたいと思います。

実際にうちのまち見守りネット、緊急通報とか配食サービス、生活援助員の派遣事業とかやっているのもお聞かせいただきました。あと、民間事業所15社とも協定を結んでいる身近な新聞、郵便、ガス、電気、あとは協同組合とか、

そういうものも確認をさせていただきましたが、令和5年の実績など決算資料にも出ていましたが、実際にこの三つの事業、配食などは抜けておりますが大体1,000万円以上かかっているかと。

緊急通報システムについては大分以前からある事業で、確かに200以上緊急通報があって、実際にそれで転倒してけがをし、そういう方の救済にも役立っているということで一定の役割はあったのだらうなと思いますが、やはり見守りの手段が多様化してきている中、また民間事業所も参入している中で、予算も掛からず出来るものも増えてきております。実際に緊急通報システム69世帯と聞きましたが、令和5年が74世帯だったと思いますが、予算としては257万と決算の資料で出ていました。あと、見守りネット事業で、それも1,909件と決算の中では出ていて、訪問件数を入れて809万と出ていましたが、あわせて先ほど言うように大きな金額を見守りにかけているということでございますが、ですがその中で、先ほど言ったいろいろな見守りの手段が出てきているということで、総務省のひとり暮らしに対する見守り活動に関する調査というものがあって、それで先進自治体とか事例が出ています。

自治体の結果とかがどのようなものかといいますと、その中でICTとかデジタル活用したものが出ていて、その取組として福島県の伊達市というところが出ていましたが、そこは通信装置を搭載した電気ポット、ライトとか、人感センサーなどを実際に活用して見守りを行っています。月額の使用料を補填しているのですが、具体的に言うと電気ポットを設定した時間に使用していない場合通報が来る。あとはLEDライトも24時間消したり付けたりしなかった場合同じように通知が行く。また人感センサーについては、日中動きがないとか、異常を検知した場合に通報が行くというものもあります。私としては、そういうものを導入していくのも今後大切なのではないかなと。

先進自治体を学びながら、今年から石川県能美市というところが新しい事業を行っております。高齢者の見守りシステムサービスという事業を行っているのですが、これは国のデジタル田園都市国家構想交付金を使って今年度から始めているのですが、IoT家電と言われるもの、民間の大手3社と協定を結んで複数のセンサーが住まわれている方の室内環境、室温とか湿度、または使用頻度などデータ集積し、何かあった場合通知が行くようになっていると。そのようなものも今後考えていくのもいいのかなと思っております。

また、配食サービスについても実績をお聞かせいただきましたが、実際に利用して助かっている方も多数いますし、ボランティアの方が見守りの対応として詳細を確認していただくということもお伺いをしました。その中で東藻琴地区が火・木で、女満別が月・水・金だったと思いますが、できれば週3回、何とか確保出来ないのかなと。実際にボランティアの方と同行して現状とか確認させていただいた経緯もあるのですが、やはり配食週3回見守りがあるだけで2日に1回は確認できる。それだけでも大分安心な対応ができるのではないかなと思っております。このことについてどのように考えているのか。

また、もう1点最後に言いますが、厚生労働省の事業を行っている自治体が登別市、本別町、福島町、東川町なのですが、安心生活創造事業というものを

使っていて、それは地域福祉推進自治体というものに認定されて行っているのですが、高齢者の方のひとり暮らしだけではなく高齢者世帯、障害者世帯、また日中ご家族がいないとか、仕事でいないとか、そういう方に対しても行いますし、また買物支援など生活上必要な支援サービスにもつなぐことが出来ます。そのような事業も今後検討されてはどうかと思ひまして、今後何か新しいお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 上地議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、緊急通報システムでございますけども、ひとり暮らしの高齢者に対しまして緊急通報用電話機を貸与して、急病災害時の迅速な救援体制をとることで生活不安の解消や人命の安全確保を図るものでございます。機器の構成として緊急通報装置の本体、ペンダント型の発信機、寝室に取り付けるナースコールのような押しボタン式の発信機、ガス警報器、煙センサー及び熱センサーで構成されています。利用者が通報ボタンを押すと札幌の健康づくり財団の通報センターに電話回線を通じて音声で会話ができる状態でつながります。センターでは通報者へ問いかけをさせていただき、通話の状態に応じあらかじめ登録された協力員に状況確認の依頼を行うことや、消防への救急要請を行います。

新たな技術につきましては様々な製品がありますが、センサーや家電製品の使用状況によって対象者の活動、不活動を把握し、異変を察知するという製品も登場しているというのは承知しているところでございます。

このように自動的に感知するシステムは、自分で緊急ボタンを押す前に突然倒れたりした場合には有効であると、そのように認識しております。

実際に所管課と検討いたしました、やはり現行の緊急通報システムにある、自分から発信ボタンを使って通報できる機能や火災センサー機能は必要であるものと判断し、今、これまで現行機器を活用してきているところでございます。一方で我々の身近にあるスマート家電などの機能も目覚ましく進化しているところであります。

今後、現行の緊急通報システムを上回る性能の機器が出てきた際には改めて検討してまいりたい、そのように考えております。これからも先進自治体の事例も参考にしながら、高齢の方々が安心して住みなれた自宅で生活できるよう、大空町に適した見守りシステムというものがどういったものか情報を収集し、研究してまいりたい。そのように考えております。

続きまして配食サービスについてでございます。

安否確認の意味合いから有用ということでございますけども、そのとおりであると認識してございます。実際配食サービスにつきましては社会福祉協議会に委託をさせていただいて実施しています。女満別地区と東藻琴地区では、議員ご指摘のとおり仕組みというものが異なっておりまして、女満別地区では女満別福祉会で調理したお食事をボランティアによって配達しています。現在、週に3日、月・水・金曜日に実施しています。また、東藻琴地区ではセ

ブンイレブンの商品を店舗から配達していただく仕組みで、週に2回、火曜日・木曜日の実施となっています。課題として、配達を担う人材の不足がありますので、実施回数を増やすことについては、社会福祉協議会や調理等を担っていただいている女満別福祉会やセブンイレブン、そういったところと協議をさせていただかなければなりません。

そのほかに、生活協同組合などから直接配達を受けていらっしゃる方もおります。生活協同組合は曜日の限定もないようですので、社会福祉協議会に加えて民間事業者が参入していることで、見守りの機会というものは拡大していくものとそのように考えております。

これらの配食に関連する事業者の実情も踏まえて、それぞれの料金や仕組み、利用状況を整理した上で配食サービスの拡大の必要性について検討してまいりたいと考えております。

最後に安心生活推進事業の検討ということでございます。これについては生活支援体制の部分で介護保険事業の中で、様々な検討をしているところでございまして、今後、大空町の高齢者が安心して住むためにこういったサービスが必要かというところをもう少し掘り下げて検討していきたい。そのように考えております。

◇議 長 9番、上地史隆議員。

◇上地議員 はい、9番。町長よりご説明いただきまして先進的な事例なども、今後、さらにいいものも出てくると思いますし、そのようなものもしっかり検討していただければと思います。

また、さっきの説明であったように、モデル地区に限定してですが見守りマップの作成、これからどういう課題が出てくるかいろいろあると思うのですが、やはり地域でしっかり見守る、そのような体制も作っていただければなと思っております。

また、配食についても、実際に東藻琴についてはコンビニで行っているということもあって、配送の人材が不足しているとか、また、協同組合で直接お願いしているケースもあると、そこまで詳細もお聞かせいただきましたので、これからしっかり見守りの体制が充実するよう取り組んでいただきたいと思います。

また、安心生活創造事業についても、前向きに考えていただいているということなので、どうしても福祉の分野も広く関わってくるものですし、また、場合によっては、他の課とも横断的に取り組まなければならない内容も出てくると思いますので、しっかり取り組んでいただければと思います。

次で最後の質問とさせていただきますが、セルフネグレクトというお言葉をご承知でしょうか。これは自分の世話を放棄してしまう。自分自身に言葉のとおり虐待をしてしまう。これ都市部でも大変大きな問題になっています。自治体においても実際に自分で家事をしない、ごみを捨てないとか、あとは治療が必要なのに実際に通院もされないとか、または医療、福祉とか行政のサービスが必要な方なのに拒否してしまう。

また、地域住民、自治会とのかかわりが無いというものがあります。実際に残念なケースでニュースとかでもたまに取り上げられておりますが、発見が遅れ最悪の場合は亡くなってしまうケースも見うけられているというものです。

また、先ほど言ったようにゴミとかを溜めてしまうということで、近隣の住民の方に異臭、または害虫、害獣などを呼び寄せてしまうということで、近隣の方の迷惑にもなってしまうということもあります。

自治体によっては実際事例検討、または研修会勉強会とか、福祉関係とか、または関係する自治会とか民生とか含めて行政ともに勉強会などに取り組んでおります。私は今後そのようなことが起きなければいいと思っておりますが、ですが、万が一に備えてしっかり学ぶことも大切なのではないかなと思っております。今後、何か取り組みなどの考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 緊急通報に係る先進機器については、過去にも同じようなご質問をいただいた経過があったかなと、そのように記憶しております。

私も福祉課参事していたときに、先進自治体の見守りのそういったところを視察させていただきまして、まさしく人感センサーで8時間トイレとかに設置している人感センサーが動かなかった場合に、施設のほうに連絡行ったらすぐ駆けつける体制ができるというようなところがありました。やはりそういった機器をつけても、やはり最終的には24時間体制ですぐに異変があったら駆けつけるだとかというところが取れなければならないのかなと思っておりますので、そういったところも含めて様々な検討をしっかりしていきたいと、そのように思っております。

その他、セルフネグレクトの関係でご質問いただきました。私もセルフネグレクト、通称ネグレクトというのはよく聞くのですが、セルフネグレクトというのが議員おっしゃるとおり、自分に対する関心や意欲がなくなって掃除や洗濯、ごみ出しなども出来なくなって、日常生活に支障があらわれるというような状況でございます。そういったセルフネグレクト等により行政や支援者が介入の難しいケースには、多職種と連携していく必要があると認識しているところであります。町の職員だけではなかなか良い方向に導けないということがございますので、各種のそれぞれの専門家と対象の方を繋いでいくということもまた行政の役割であると考えております。

また、こういった方々については、ご家族関係に課題があったり、ご近所同士の関係性も希薄で、お互いに気づきづらいというような環境にあったり、また別の問題を把握するまで本当に分からないというようなこともあろうかと思っておりますので、見守りネットの実態把握等を活用して早期発見につなげていく必要があるものと認識しています。

職員の研修につきましては、特別にセルフネグレクトの研修を受講させてはおりませんけれども、分野ごとの担当者会議、研修において話題となることも

あることから、最新の情報をとらえるほか、他機関との意見交換で得た知識等を組織内で認識を共有して対応に生かすことができるよう努めているところであります。今後もセルフネグレクト等の状態にある方につきましては、早期発見のための実態把握に努め、福祉や、介護の職種に限らず、多職種、他機関への連携協力を仰ぎながら、適切に解決と導いてまいりたいと考えますので、議員各位にもご協力を賜ることがあろうかと存じますが、引き続きよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 9 番、上地史隆議員。

◇上地議員 町長から各関係機関、また、専門的な職種とも連携しながら、うちの町の特徴としては、まだ地縁というものが生きてきているということであって、先ほど言ったように希薄化している都市部に比べて見守ることが出来ているほうなのかなと思いますが、どうしても高齢化が進んでくると難しい課題も出てくると思いますので、しっかりとこの問題については取り組んでいただければと思います。

以上で一般質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 地域との希薄化になっている人たちをいかに地域の中に、地域の中で孤立させないで中に一緒になって関わりを持っていくかということは、本当に難しいところがあるかなと思っております。であるからしてやはり、しっかり多職種と一緒に連携してそれぞれのケースごとに、どういう解決策をしていくのがいいのか、あるいは、既存のいろんな社会インフラや、様々なサービス、それをどう効果的に組合せていくのかなど、しっかり検討して地域として支えていける体制をしっかりとこれからもとって続けていきたいと、そのように考えております。

◇上地議員 一般質問を終わります。

◇議 長 これにて、上地史隆議員の一般質問を終了します。

ここで10分間休憩します。再開はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後10時57分)

(再開 午前11時07分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、一般質問を続けます。

次に、5番、鈴木議員の一般質問を許します。

◇鈴木議員 はい、5番。令和6年第3回定例会通告に従い一般質問いたします。

質問事項の大項目第1点目でございますが、歩道の整備と交通安全計画についてです。

総合計画第4章に、ゆたかさ・うるおう生活のまちづくり、その中に道路ネットワークの整備というのがあります。その中で、町道における安全性や利便性の向上のため、道路改良や歩道の整備に関する施策の展開が掲げられています。令和4年3月には人優先の交通安全思想を基本理念とした大空町交通安全計画も策定されています。子供から高齢者まで、誰にでも優しいまちづくりを進める観点から、町道から歩道の整備と安全確保対策の推進について伺います。

まず、町道の歩道の整備についてでございます。

町内の町並みは市街地区の歩道整備も進められ安全確保が図られています。歩道の縁石等につきましては経年劣化による風化、破損、舗装のひび割れ箇所も多くなっている状況が見受けられます。整備の優先順位判断と計画立案について、どのように進められているのか、また、地域住民の要望把握はどのように対応されているのかお伺いいたします。

次に、町道と国道・道道との交差点の安全確保策についてです。

交通安全の観点から道路標示等は明確に認識できることが不可欠なことを考えます。関係機関との連絡調整は道路管理者として、どのように進められているのか現状と課題を伺います。

次に、質問事項大項目の2点目でございます。

企業誘致活動と今後の展望についてです。

大空町は豊かな自然を生かし農林業、水産業、観光産業、商工業、サービス業等地場産業の振興が推進されており、地域振興に資する企業誘致や起業に対する事業を起こす起業でございますが、その起業に対する支援も行われています。企業誘致については雇用の拡大や地域経済に及ぼす波及効果があり、今後も充実していく施策の一つであると思います。

まず、企業誘致に関し、次の3点について町長の見解を伺います。

企業誘致活動の現状についてでございます。

現在の誘致活動はどのように進められておられるのか。誘致する産業分野を絞り込んで対応されておられるのか現状を伺います。

2点目として、町内に進出していただいた誘致企業への対応状況についてです。

町内での企業活動の継続、発展に向けた情報交流が必要であると思います。現時点の対応状況をお伺いします。

3点目として、今後の展望についてです。

大空町の自然環境や空港のある町としての魅力を最大限に活用していくことが重要と考えます。首都圏の大空町関係者との情報交流、それから、連携、包括連携等を結んでいる連携協定締結企業との情報、それから職員の研修交流等を推進して誘致に関する情報の収集を進めてはどうかと考えております。情報収集力の向上が大変必要な時代になっていると感じております。

以上、第一回目の質問といたしますので、ご答弁をよろしくお願いをいたします。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの一般質問にご答弁申し上げます。

まず質問事項の一つ目、歩道整備と交通安全計画について。

歩道の整備につきましては、議員ご指摘のとおり傷んだ縁石や舗装のひび割れ等が多数生じている状況にあります。それらを一気に改修していくには多額の費用が必要となりますので、特に傷んでいる箇所や危険な箇所を抽出して補修している状況にあります。

歩道整備の優先順位の考え方につきましては、基本的には歩行者や車両の交通量が多く、危険性が高い箇所や区間を優先的に整備していかなければならないものと考えております。その中で、用地買収を伴うような拡幅整備や整備期間が長くなるような整備につきましては、多額の事業費を必要とすることから、財源確保も含めて総合的に判断し優先順位をつけております。近年の歩道整備状況といたしましては、歩道整備のみを目的とした事業を実施してはいたませんが、町営住宅の建設や新規の宅地造成の際に道路とあわせて歩道整備を行っている状況です。

また、地域住民の要望把握につきましては、特に要望調査等を行っておりませんが、通学路については町内の小・中・高校、網走開発建設部、オホーツク振興局、網走警察署などと合同点検を実施しており、その際の指摘事項等を踏まえて対応している状況です。そのほか、ふれあいトーク等の機会を利用してご意見を頂いています。

次に、道路の路面表示の関係についてであります。

議員もご承知のとおり、道路の路面表示については、道路管理者が設置し管理するものと、公安委員会が設置管理するものがございます。国、道及び町など、道路管理者が設置管理するものとしては道路のセンターラインや外側線などがあります。公安委員会が設置管理するものとして、規制が伴うもので停止線や横断歩道があります。それぞれの管理者が補修の必要性を判断し対応するものですが、ご質問にあるように認識出来ない、見えづらいなどの状況があれば、それぞれの管理者等へ連絡や要望を行っているところであります。関係機関との連絡調整について、各道路管理者や公安委員会とは様々な会議等で会う機会や日常業務においても連絡を取る場面が多々ございますので、情報提供や要望など連絡をとり合える状況となっております。

また、課題といたしましては、路面表示に限らず要望等のタイミングや内容によっては早急に対応がなされない場合があります。緊急性や危険性が高い場合には、担当課へ連絡を任せるだけでなく私からも直接要請するなどの対応もとっていききたいと、そのように考えております。

続きまして、質問事項の二つ目であります企業誘致活動と今後の展望についてご答弁申し上げます。

企業誘致の現状につきましては、これまで魅力ある多様な資源や空港を有

する優位性をアピールしつつ活動を行ってきたところであります。事業所を訪問させていただき企業の方とお会いする様々な機会を活用して、豊かな産物、観光素材、自然環境など地域の特性や立地条件を紹介し、意見交換をさせていただいています。

平成27年度、令和元年度には、東京都で食品加工関連会社を対象とした企業誘致セミナーも開催いたしました。地域PRを行うとともに、豊富で良質な農産物、特産品にじかに触れていただきその魅力を堪能していただいているところでもございますが、ここ数年はコロナ禍でもあったことから企業誘致セミナーなどは行っておりません。現状は誘致する産業分野を絞り込んでの積極的なアプローチを行っていませんが、企業等からの町有地の問合せ等を通じ、誘致のアプローチを行っているところであります。

次に、誘致企業の対応状況についてであります。

誘致企業に対する支援といたしましては、大空町企業振興促進条例を定め、事業所の設置や設備投資などに補助金を交付しているところです。具体的には工場、研修施設、試験研究施設などの新設や増設に対して、固定資産税相当額を助成するほか雇用の増、事務所や機械の賃借料、さらには環境対策に係る投資額を基準とした支援を行っています。このほか、従業員のための住宅を建設、借入れをする場合の支援策として、従業員住宅助成金交付制度を設け、雇用環境の充実を図るとともに定住を促進しています。

進出企業の経営状況につきましては、厳しい経済情勢の現下にもありながらも生産性を高める取組も行われています。事業計画、将来見通しにつきましては、個々の経営戦略にもかかわりますことから差し控えさせていただきますが、大規模な投資、事業拡大などが計画されている場合は事前に協議をさせていただいているところであります。

最後に、今後の展望についてであります。

近年情報通信技術の進展やコロナ禍も相まって、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となっており、テレワークなど本社と距離のある地方で就業する傾向もあります。大規模な工場の誘致に限らず、リスク分散による小規模な事業所の開設や、自然環境を生かした保養所としての利用なども考えられます。様々な可能性について事業者と積極的に意見交換などを行い、地域の活力につながる事業展開につなげてまいりたい、そのように思っております。

企業、事業所などの誘致に関しましては、製造業のみならず観光、物流、医療、福祉といったサービス産業など、様々な分野での可能性が考えられます。まちづくりにおける重要課題の一つでありますことから各部署が連携し、各種施策とあわせて協議、検討してまいります。

また、首都圏の大空町関係者からの例えばふるさと会での情報交流、あるいは連携協定締結企業との情報、職員の研修交流等を推進して、誘致に関する情報の収集につきましては機会を捉え行ってまいりたい、そのように考えます。

企業誘致することによる効果につきましては、人口の移入や地域経済の活性化が見込まれるとともに、関連企業の立地や町内企業との新たなビジネスマッチングも期待され、さらには法人町民税や固定資産税などの増収も見込

まれるところであります。

また、新たな雇用機会が創出され、特に若者の雇用が増えれば子育て世代の転入や子供の増加も見込まれることから、人口減少や少子高齢化の抑制という点でも効果があるなど企業の誘致には様々な効果が見込まれ、地域社会に大きなメリットがもたらされるものと考えておりますので、引き続き今後も積極的に大空町への立地についてPRするなど、企業誘致の実現に向け取り組んでまいりますとともに、既存の誘致企業との情報交流もあわせて行ってまいります。

以上1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 5 番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ご答弁ありがとうございます。それでは、大項目1点目の関係につきまして2、3点再質問させていただきます。

歩道の整備と交通安全計画ということについてお尋ねしているわけですが、今、ご答弁の中にもありましたが、なかなか財源を確保することについては、なかなか難しいということがあるというのは承知しております。ただ、交通安全計画というのが令和4年3月に策定されまして、これは7年までの計画ということになっていると承知しております。その中に、基本理念として、可能な限り成果目標を設定した施策を策定し、町民の理解のもと交通安全対策を積極的に推進するという一文が記載されているところでございます。確かに交通量の多い場所、それから破損が大変著しい場所ということを優先して対応されているということは承知するわけですが、やはり、総合的な計画を立案しているわけですので、どういう視点でやっていくのかというものを、やはりこの計画の実行計画というような意味合いでの立案ということも必要ではないかなと思っております。それで、そのためにも計画立案の段階からふれあいトーク、それからいろんな町民の方々の意見を聞くということで対応されているということでございますが、日常的にも定期的に、町民がより参加しやすい体制の中で、ともに道路環境をよくするためにどうしたらいいのだろうかという協議の場も私は必要ではないかなというのは、道路維持関係につきましては、大変道路維持係のほうで道路、町道の整備については対応していただいているところでございます。ただ、例えば草を生やしてしまって、その草がまた根を張って、そこがひび割れをして、凍上してくるとか、いろんなケースも考えられます。そうすると、地域の住民の方々との協力をいただいて、歩道の草取りとかそういうことについても一緒になってやっていただくと、行政としてもこれだけやっていただいたらこういうような整備計画をしていきたいと思いますということで、より、住民参加、協働型の交通安全道路維持の対応というのが必要ではないかなと考えているところでございますので、その点について町長のご見解をまずお伺いしたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員からの歩道の整備につきましてご質問いただきました。

交通安全計画というのは持っているのですけれども、実際にどの路線の歩道整備をしていくかということは、総合計画の実施計画の中でしか、恐らく記載というものはされてきていないのかなとそのように考えております。直接町民の皆さんと道路整備に関して、意見を聞く場というのはそれに特化した場というのは設けていないところではありますけれども、今後、議員からも発言あったように、町民の皆さんも草刈りを道路から生えている草を刈っていただくことで、歩道を守っていただくとかということも考えられるようなこともあろうかと思いますので、こういった形でそういった場が設定できるのかというのは、いままでそういった場を設けておりませんので、自治会単位、自治会の会長の集まりで行うのか、個別にそれぞれの地区に対応して行っていくかというのが、今後検討していかなければならないかと思いますけれども、議員おっしゃるように行政だけではなくて、町民の皆さんも一緒になって道路を守って行く、そして声を上げていただいたところを計画的に整備していくということを検討してまいりたいと、そのように思います。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。次にもう1点、最近高齢社会になるという中で、高齢の方も外出をすることによって、社会参加を進めて健康維持ができるということで、どんどん家に閉じこもらないで外に出ましようということ、そういうことが話題になっております。

それで、例えばパラリンピックも終わったところでございますけども、電動での車椅子というのもだんだん普及してまいりました。そんな中で、電動車椅子、電動カートというのが乗ってらっしゃる方が最近見受けられるところでございます。道路交通法によりますと、運転免許は不要で、時速6キロ以下という中で、走行できる公道は歩道、道路の右側の側路帯、それが無い場合は道路の右側を走行するとなっているわけでございます。介護保険の対象にもなっておりまして、要介護2から5、要支援、要介護であっても日常的に歩行が困難と認められる場合はレンタルでの対応も出来るとなっております。

そうなりますとやはり歩道の整備というのが、やはり課題になってくるのではないかなと思っております。ですから、歩道の縁石のひび割れ、それから舗装のひび割れ等につきましての改良、それから歩道によりましては、あるところでは街灯の電灯が歩道の真ん中に設置されているというような状況も見受けられる箇所もあります。そういうところも担当課のほうと十分協議をしていただいて、点検作業を進めていただいて、安全確保を図るということでの意味合いで、歩行者の安全確保ということから、優先順位が高いほうに財源が許すのであれば、優先順位をつけていただいて整備をするということも必要ではないかなと思うわけでございます。

まずは、先ほども地域で歩道とか安全設備について点検もされているという、合同で点検されているというご答弁もありましたので、それも含めて、一度地域の中を点検していただくという場面をぜひ持っていただきたいと思います。

ているところでございますが、この点につきましてご見解をいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木議員のご質問にお答えしたいと思います。

電動カート、これは歩行者と同じ扱いになって、時速6キロ以下で走るといふものということでございまして、電動カート最近利用されている方というのが見受けられるかなとそのように私も思っております。電動カートの利用が走行出来ないような箇所というのが、数多く町道の中でも存在しているところでございます。幅員が狭いところ、議員がおっしゃられたように歩道上の割と真ん中に街灯が立っていて、それが支障となって通行出来ないような場合、または縁石や歩道のマンホールの段差など様々な要因があると考えております。そういった問題を全て解消していくには、多くの時間と費用が必要になりますので、慎重に検討する必要はあろうかと思っておりますけれども、先ほど議員おっしゃったように、真ん中であって邪魔になってそれをちょっとずらすことで走行できるようなところは、早急に点検して整備してまいりたいなとそのように思っております。

先ほど交通安全計画の中で、第2章の道路交通の安全というところにあるのですけれども、高齢者や障害者等が安全に運行を通行できるようにするため、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に、平坦性が確保された幅の広い歩道への積極的な整備と、歩道の段差解消や勾配の改善等のバリアフリー化を推進していくということを、交通安全計画の中できちっと明記してございますので、そういった今まではただ歩く人だけの歩道というところ考え方でもございましたけれども、電動カーや買物をしたときのシニアカーというのでしょうか、そういったものが通るといふことも想定した中で、しっかり、そういったバリアフリー化というものを進めてまいりたいと、そう考えております。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。続きまして大項目1点目2のほうでございしますが、町道と国道・道道との交差点の安全確保策ということについてでございます。

ご答弁の中でも公安委員会、それから道路管理者との役割分担がきちんとされているわけでございます。状況によって緊急性が指示標識という規制の関係については公安委員会、ということで案内標識等は道路管理者でというような位置づけなのです。ですから、やっぱり万が一の交通事故とか一時停止をしない、そこで停止線が分からなくて出てそこで交通事故があったとか、そういう場合はいろんな事故の対応で、どちらに責任があるのかとか、いろんな問題も出てまいります。そういう部分も含めまして、現状をやはり担当課のほうでも認識をしていただいているところでございます。日常的に公安委員

会との連絡調整をしていただくということと、先ほども町長のほうからも、直接町長からも要請していきたいという答弁でございましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

私の居住している東藻琴地区では、道道と国道が交差しているところの、例えば信号機の関係につきまして、感知式の物が上について、停止線が消えているということで、感知信号の感知で変わるという、それが変わらないで、いつまでもたっても道道側のほうは赤のままでいるというようなことで、実際に後ろのバスが進めなくて、バスの運転士さんが降りてきて、前のとまっている車にもう少し前に出てくださいというような合図をして、やっと信号が変わったとか、そういう事例もありますので、やはり交通安全上、やはり点検をしていただいて、そこら辺については公安委員会とも積極的に情報交流をしていただければと思っているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、大項目の２点目についてお伺いしたいと思います。

企業の誘致活動につきまして、コロナ禍の影響で、首都圏での企業セミナーの開催、今後検討もされていくだろうと思っております。企業誘致の対策の事業、令和４年度決算で４６万５，０００円とか、５年度決算では３３万６，０００円とか、あまり予算規模は大きくないという状況でございます。今年度も５４万程度の予算規模となっているところでございますが、積極的な対応というのが今後必要になるということでございます。これから令和７年度予算の編成作業が１０月ぐらいから始まってくるわけでございますので、積極的な誘致活動への計画性というものを検討していったらどうかと思っております。

その中で、企業誘致の進出していただいている企業に対する支援策というのはあるわけでございますが、要するにその企業とのやはり情報交流というのはやっぱり頻繁にやっていく必要があるのではないかなと。それから、やはり進出した企業さんが、やはりほかの自治体の事例ですけれども、いろんな経済状況の中で撤退をしていくとか、そういうことも全国の事例では多々あると私も承知しております。やはりせっかく進出していただいた企業さんとの連携協力をしっかり図っていくと。以前、私も進出していただいた企業さんの研究所にお伺いして、社員食堂で一緒に食事をとらせていただいて、その社員食堂の調理師さんが、大空町との関係からそこから食材を紹介して、職員にここに進出している自治体からのこういう食材が来て、今日はその食材で食堂である一つのメニューを提供していますとか、そういうＰＲをしていただいたと、そういうこともあります。ですから、やはり積極的に誘致企業への働きかけをしていく必要があると思っております。その中で特に、担当部局として町長から議長とか、やっぱりトップが行くということとプラス、やはり職員の人たちがそういう進出企業を知っていくということも必要ではないかなと。ですから、職員の皆さんで担当している職員とか、ほかの幹部職員の方々についても、そういう企業へ行って検証するというのも私は必要ではないかなと思っておりますが、そういう職員の研修をそういうところから来ていろんな講演を受けるのではなくて、行って、現地に行って、百聞は一見に如かずとい

うようなことでの研修を、プログラミングを是非こうしてはどうかという提案でございますがそれについて、町長の見解をいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず歩道の安全確保対策として、やはり停止線が切れて消えていて、止まる場所が分からないというようなことで様々な事故もそうですし、先ほど議員のおっしゃったように感知式の信号機が感知しないというようなこともあろうかと思います。そういったところをやはり何度も申し上げるかもしれませんが、やはりそれぞれが整備をしなければならないという役割の中がありますので、そこはしっかり私のほうからも関係機関に対して申入れをしていきたいと、そのように考えております。

企業誘致の部分で、なかなか企業誘致の予算もそんなに大きくないという中でございまして、これ、本当に企業誘致は難しくて、誘致をしてそこに働いてくれる人が本当にいるのかなとか、そういったところも誘致に際しては課題になってくるのかなと思っております。既存の進出している企業でも、やはり人が足りないというお話を多々お聞きさせていただいております。そういったところも含めて行政と何か連携して出来る事がないかというところは、これからはしっかり協議しながら、やはり誘致することも大切ですが、進出させていただいている企業と関係を維持し深めていくことも重要であると考えておりますので、そういったところもしっかり行っていきたいと考えております。

また、職員の交流でございますけども、実は昨年進出している企業のファミリー向けのファミリーデーというのがございまして、そこに職員と一緒に私も参加させていただきました。その中で大空町の特産品の販売を行ったりさせていただいて、当然、こちら側の職員は誘致企業のボッシュという企業が、こんなに国際色豊かな企業なのかという驚きを持っていただいたというのがありますし、また、行った先の企業のところでは、大空町にテストコースがあるのだ、と、いうことを改めて認識させていただいたということもありますので、そういった様々な企業のいろんなそういった活動の機会をとらえて、PRとか、職員の研修というのともあわせて行っていきたいと考えております。

◇議 長 5 番、鈴木議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。ぜひ、進めていただければと思います。

最後でございますが、今後の展望についてということでお伺いしたいと思います。

首都圏の大空町関係者との情報交流ということで、ふるさと会との対応があります。ただ、私は親睦事業としても大事だと思いますけれども、やはり情報提供をしていただくという、そういう面でも推進してはどうかということでございます。ただ、なかなか、向こうで事務局を持っていらっしゃる方との

連携体制とか、事務局体制とかの関係で、なかなか難しいと思いますけれども、やはり情報を人からいただくという、地元に関係する人からいただくというのは、大変力になるのではないかなと思っておりますので、その点についてどのように考えているのかということと、もう1点、包括連携協定を結んでいる企業さんの中で、航空会社関係の企業が二つあります。その中で、先日航空貨物、旅客機が飛んでいるわけですが、貨物室を利用して首都圏への農産物とか、そういうものを送るといふ事業が展開されているというのが報道されておりました。やはりその中で、大空町は特にうちから行っている農産物が多いのかなと思いましたが、新聞報道でございすけども、近々の町の野菜とか、そういうのがテストで送られているというようなこともありますので、やはり、うちの産物が是非テストケースで行っているのかなと思ったらちょっと違うものですから、もっと活用するために包括連携している企業と密接に情報交流をして行ってはどうかというのがあります。そういう面で、輸送関係の航空会社につきましては、マーケティングと言うのですか、商品開発とかそういう面での分析とかいうことについては長けていると思っております。そういう面で情報収集分野を強化するという意味でも、是非その包括連携協定を結んでいる、そういう航空会社との連携強化というのが今後の展望について、空港のある町としての一つの特色として生かされるのではないかと思いますので、そこら辺について積極的にやって行ってはどうかと思いますので、そこら辺につきまして町長の見解をいただきたいと思います。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 まず、ふるさと会のお話でございまして、今の首都圏にふるさと会があるのは実はもう東藻琴のふるさと会だけで、過去女満別のふるさと会というのもありましたけれども高齢化により解散して、今の東藻琴のふるさと会だけが首都圏に残っている状況でございす。

私が町長に就任して今3年目でございすけども、やはりコロナ禍の中で、なかなかふるさと会自体を開催することが出来ていないということで、ご案内はいただけていないのですけれども、今後、また、ふるさと会の会合を開設するような機会があつてそこに参加する機会がありましたら、是非様々な情報をふるさと会の会員の皆さんとしたいものだ、そのように考えております。

もう一つ、航空会社関係でございすけども、現在の大空町は道内に本所を有する航空会社2社と包括連携協定を締結しています。航空の貨物の中で、色々な特産品を首都圏に送るといふ事もありますけれども、なかなかやはり航空貨物というのは、ある程度商品単価の高いものを航空貨物で運ぶということであつて、例えば近隣ではホタテ、あるいは今の時期でありましたら秋鮭の鮭自体を送るのではなく、腹を割いて筋子を送っているというようなお話も聞いております。また農産物ではどうしてもやはり、鮮度だとか、あるいは価格もそうなのですから、こちらから行っているものとしてはアスパラであったり、スイートコーンが主体で、どうしても本町のバレイショであつた

り、そういったものというのはどうしても航空貨物というよりは、鉄道貨物やトラック輸送に依存されているのかなと、そのように思っております。そうは言いながらも、しっかり道内の２社と包括連携を締結していて、毎年、各種事業を取り進めておりますので、同じものを同じ事業だけをやっていくのではなくて、さらに進化させて、広がりのある連携協力というものを今後も進めてまいりたいと考えておりますので、そのようなことで、また、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 ５番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。今回大項目として二つの項目を質問させていただきました。我が町が現状と発展の可能性を再認識して未来につながるまちづくりを、町民と一緒に知恵を出し合い自立的に、自分で律して、自ら立つという両方の自立的自治体運営を進めるということで、そういう思いから質問させていただきました。

先ほど申し上げましたが来月後半から新年度予算の編成作業で、各課から上がってくると思いますので、町長の情熱が各課のほうにこういうのはもうトップダウンで、こういうことをやりたい、そして職員からこういうことをやりたいという、とにかくトップダウンとボトムアップをミックスした各種政策が反映されることを切望して質問の結びとさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 鈴木委員からは交通安全の部分と企業誘致２点ご質問いただきました。

交通安全の部分、歩道の整備だとか、財源、財源と言っても、やはりそれだけを言ってしまっても整備が出来ないということではなくて、いろんな知恵を出し合いながら、こういった形で行っていくことが町民の皆さんのためになるかと、いうそういった視点をしっかり持ちながら、そういったものはこれからの予算の部分でもそうですけども、しっかりと、職員と一緒に考えて、また議員の皆さんのお知恵をお借りしながら進めてまいりたいと思っておりますので、今後ともご指導よろしくお願いいたします。

◇鈴木議員 終わります。

◇議 長 これにて鈴木秀之議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩します。再開は午後１時とします。

(休憩 午前 11時52分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議 長 日程第5、一般質問を続けます。

次に、7番、後藤忍議員の一般質問を許します。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。令和6年第3回定例会、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

質問事項、大項目1点目、大空高校女満別校舎の今後の利用方法について質問させていただきます。

大空高校女満別校舎及び教員住宅は、令和3年4月に町立大空高校の開校に合わせて、北海道教育委員会から譲渡され、現在は学校施設として教育委員会の所管になっています。譲渡後の令和3年から2年間は、旧女満別高校の普通科の生徒の校舎として、令和5年度は大空高校の生徒が週に1回利用していましたが現在は使われておらず、今後の利活用方法について協議をしていく時期が来ていると考えます。これまでの議論では東京農業大学と高校生の探究の場や女満別研修会館の工事期間中の代替施設、また、プロトオオゾラによる校舎活用アイデアも出てきていますが、施設の現状も含め現時点において教育委員会としてどのようにお考えなのか伺います。

質問小項目1点目、施設の建設年度及び設備の状況、教室数などの施設概要について。

小項目2点目、令和3年4月から現在に至るまでの校舎の利用状況と経緯について。

小項目3点目、女満別校舎の周辺施設である教員住宅、旧女満別高等学校寄宿舎、野球部室内練習場の現状と今後の活用方法について。

小項目4点目、利活用に対する現時点での教育委員会の考えと、活用方法を検討するための共有方法について。

以上、4点について町長、教育長よりご答弁をお願いいたします。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 後藤議員の一般質問に対してご答弁申し上げます。

大空高校女満別校舎は、農業科の高校であった旧女満別高校の学科転換に合わせて、昭和53年12月に当時の女満別町が現校舎を建設し、翌昭和54年1月に協賛会の主催により新校舎落成式及び祝賀会が挙行され、同年4月に道立高校として開校いただくため北海道教育委員会へ譲与と女満別高校の記念誌に記録が残されております。当時は高度経済成長に伴う農業生産方式の変革から、進学志望が多角化し生徒も減少傾向であったことから、地域住民の皆さんが高校存続のため普通科への学科転換を要望し、昭和54年4月に全日制普通科への学科転換が認められ、町立高校から道立高校へと移管されたものです。

その後、平成18年3月女満別町と東藻琴村との町村合併を経て、平成30年4月に女満別高校と東藻琴高校の発展的統合を目指し、北海道教育委員会

に対して新設校設置の要望を行った結果、令和3年4月1日付で道立高校から町立高校への移管となり、同日、女満別高校の校舎及び教員住宅が北海道教育委員会から大空町に無償譲渡され、現在は大空高校女満別校舎として教育委員会が所管しているところです。

議員のご指摘とおり、令和3年4月から2年間は旧女満別高校在校生の教育課程を保障するため、女満別校舎は普通科の生徒が利用するとともに、生徒数の少ない普通科の学校行事を充実させるため、新設大空高校の文化祭や体育祭は全て女満別校舎で実施してきたところです。

また、在校生が卒業した令和5年4月からは、大空高校の1年生が授業で週に1度校舎を使用してきましたが、令和6年4月からは大空高校のカリキュラムとしての使用等は行わず学校開放事業として、体育館及び柔剣道場を中心に町民の皆様にご利用いただいているところです。

1点目の施設の建設年度及び設備の状況、教室数などの施設概要並びに2点目の令和3年4月から現在に至るまでの校舎の利用状況と経緯につきましては後ほど担当課長より答弁させます。

3点目の女満別校舎の周辺施設等の現状と今後の活用方法についてですが、女満別校舎とともに無償譲渡されました教員住宅に関しましては、昨年9月の定例会において他議員からの一般質問にご答弁申し上げたとおり、17戸中2戸は修繕が必要な状況のため入居を制限していますが、残りの15戸につきましては小・中・高等学校の教職員等が入居され、有効に活用しているところですが、今後は町内の児童生徒数の減少による教職員の減少も想定されますことから、教職員のほか公設塾などの高校関連職員や役場職員の住宅として利活用できるよう北海道教育委員会との協議を進めてまいりたいと考えております。

なお、野球部室内練習場の利用状況につきましては、先ほどの件とあわせて担当課長より答弁させます。

4点目の利活用に対する現時点での教育委員会の考え方と、活用方法を検討するための協議方法についてですが、女満別校舎につきましては、北海道教育委員会から無償譲渡いただいた際の契約において、町立高校として10年間の指定期間が設定されているところですが、本年4月に女満別校舎の用途変更の可能性について道教委担当課へ事前相談に伺ったところ、公共的活用であれば10年間の指定期間を待たず用途変更が可能とのご示唆をいただいたことから、今後の利活用について現在検討を進めているところです。

女満別校舎の利活用に関する教育委員会としての考え方につきましては、これまで申し上げてまいりましたとおり、女満別研修会館の建て替え工事に伴う代替施設を視野に入れているところですが、将来的な利活用につきましては、今後、教育委員会内部で十分に検討を重ね町長部局並びに議会とも協議等をしながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご意見等を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、私からの1点目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私からは３点目のうち、旧女満別高等学校寄宿舎につきましてご答弁申し上げます。

この寄宿舎は、平成２５年３月に道立女満別高校への通学困難者の修学機会の確保、女満別高校の生徒募集と教育の振興を図るため７，９６０万円の事業費で大空町が建設したものです。建設後は主に女満別高校野球部の生徒が利用され、隣接の旧旅館施設と合わせるとピーク時には２９名もの生徒が入寮するなど、平成２５年度から令和３年度までの８年間、食材など町民の皆さんのご支援等いただきながら延べ１０１人の生徒の日常生活を支えてきました。しかしながら令和に入り寄宿舎への入寮者が減少し、令和３年７月に全ての生徒が退寮されたことから寮の運営を休止し、令和４年の１２月定例会において、大空高等学校寄宿舎条例の一部改正議案を上程し、当該条例から女満別寄宿舎を削除したところです。

寄宿舎の概要につきましては建設から１０年余りと比較的新しく、居室９室に食堂、厨房及び浴室等が整備されておりますことから当該施設の有効活用について内部検討を重ねてまいりました。そうした中、東京農業大学との包括連携の一環として、同大学競技スキー部の寄宿舎としての利活用の打診を受け誘致に向けて大学関係者との交渉を行ってきたところです。

東京農業大学の学生が寄宿舎を拠点に様々な活動されることで、教育的な人的交流や経済効果が見込まれ、町の地域振興に寄与するものと期待を寄せており今定例会におきまして、当該施設に係る財産の売払いに関する議案を上程させていただいているところであります。

以上、私からのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 私から女満別校舎の施設概要、令和３年４月から現在までの利用状況並びに野球部室内練習場の利用状況の３点につきましてご答弁を申し上げます。

女満別校舎の施設概要につきましては、１学年２クラスの普通科の校舎として整備され普通教室が６室、音楽室や家庭科室など特別教室が８室、そのほかに校長室や職員室、事務室、保健室及び体育館、柔剣道場など鉄筋コンクリート造り二階建て、延べ床面積は４，０８１平方メートルの建物となっております。

また、令和３年４月の町立高校への移管の際、当該施設の電話機の内線化及び東藻琴校舎間のネットワーク整備を行うとともに、校舎内のＷｉ－Ｆｉ化の整備もあわせて行っているところでございます。

次に、令和３年４月から現在までの利用状況につきまして、令和３年度は道立高等学校の入学生徒である普通科の２年生、３年生の全授業を。令和４年度は普通科の３年生の全授業を。町立高校移管後の令和５年度は毎週金曜日の１校時から６校時、概ね午前９時から午後３時まで総合学科１年生３４名の数学、理科、家庭、保健体育の授業をそれぞれ行っております。

また、体育館、柔剣道場及びグラウンドを中心に、令和３年度から学校開放

事業として多くの町民、団体等の方々にご利用をいただいております。

定期利用団体として大空町空手道協会が週 5 日、大空町剣道連盟が週 1 日、女満別龍部隊が週 2 日、大空リトルシニアが週 2 日、それぞれご利用いただいているところがございます。

また、不定期の利用団体として大空陸上競技協会、女満別野球少年団、女満別及び東藻琴中学校の両野球部並びに大空町盆踊り女満別保存会の練習等に利用いただいている状況でございます。

また、最近の利用では国内男子バレーボールリーグの北海道イエロースターズと東レアローズ静岡の両チームが遠路来町いただき、小中学生への技術指導や親善試合に利用いただいたところでもございます。

最後に、野球部室内練習場の利用状況につきまして、当時の女満別高校野球部後援会より令和 3 年 3 月にピッチングマシンなどを含め多くの備品とあわせまして室内練習場のご寄附をいただき、現在は女満別野球少年団や女満別及び東藻琴中学校野球部の冬季間の練習等に利用させていただいている状況でございます。

以上、施設概要ほか利用状況等につきましてご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7 番。小項目 2 点目の質問、令和 3 年 4 月から現在に至るまでの校舎の利用状況と経緯について及び小項目 3 点目の質問、女満別校舎の周辺施設である教員住宅、旧女満別高等学校寄宿舎、野球部室内練習場の現状と今後の活用方法につきましては適切に活用、そして方向性が示されていることが確認出来ましたので、教員住宅及び野球部室内練習場につきましては今後も教職員の方、また町民の方々が利用されますので、適時修繕など対応していただき有効に活用していただければと思います。

ここで、小項目 1 点目について再質問させていただきたいと思います。

施設の建設年度が昭和 53 年で、また教室が 6 室、調理室などの特別教室も 8 室あるということで、もともと女満別高校は 1 学年 2 クラスの学校ですので、全校生徒に換算すると約 240 人の生徒が学校生活を送っていたわけですから、この施設は町内でも大型の施設であるということは認識いたしました。ご丁寧な答弁ありがとうございます。

ここで施設に対する考え方について再質問をしたいと思います。

施設は建設から 46 年が経過していることもあり、これから 15 年から 20 年も使っていくとなりますと大規模な改修が必要となり、長寿命化のために多額の投資が必要になると思います。大空町は人口減少という課題に直面している中で、今後の施設の在り方に対する考え方は利用者の数やランニングコストの面からも将来を見越した考えが必要になってくると思いますが、この女満別校舎の利活用協議する上でこの施設につきまして、長寿命化を図り大規模改修をして長期間利用する考えにあるのか再び伺いたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 後藤議員の再質問にご答弁申し上げます。

女満別校舎につきましては、昭和５３年１２月旧女満別町にて建設、翌年の４月に北海道教育委員会議与いたしましたので、以後道教委の管轄において当該施設の修繕等がなされているところですが、建設からの年数等が経過しておりますので、確認できる範囲でご答弁申し上げたいと思います。

まず、耐震化工事につきましては校舎が平成１０年に、体育館が平成１６年にそれぞれ完了しております。また、町立高校移管前の令和２年には、体育館及び柔剣道場の屋根と外壁の一部に劣化等が確認されましたことから、５，３００万円の事業費により改修工事が実施されております。

令和３年４月に大空町へ無償譲渡された際は、現状引渡しのため校内照明器具のＬＥＤ化まではなされておらず、ボイラー等の設備関係も旧式で経年劣化が見られるため故障等に適宜修繕対応している現状となっております。

学校施設の大規模改修につきましては東藻琴小学校、中学校、女満別中学校が既に完了しておりますが、大空高校の両校舎についてはまだ実施に至っておりません。女満別校舎も建設から４６年が経過し校舎及び設備等の老朽化が進んでおりますが、現時点での使用状況等を勘案いたしますと教育委員会として女満別校舎の大規模改修を行うまでの考えには今のところ至っておりませんのでご理解くださいますようお願いいたします。

以上、後藤議員の再質問へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 ７番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、７番。古い施設の延命にお金をかけるのは限界があると思います。今、教育長がご答弁されたとおり大規模改修を行う考えには今のところ至っていないということですので、そうしたことを踏まえた上で今後の利活用の協議を進めていただければと思います。

以上をもちまして小項目１点目の質問は終わります。

続いて小項目４点目、利活用対する現時点での教育委員会の考えについて再質問させていただきたいと思います。

先の質問でも述べましたように、女満別校舎は大型の施設であるということからも教育委員会が所管する一機能の施設ではなく、複数の用途を持った利活用をしてはどうかと思います。

町には様々な課題があり、そうしたことを解決する上で教育委員会だけではなく、各課横断的な議論をしながら利活用方法を検討していくのがいいのではないかと思います。このことについてお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教 育 長 女満別校舎の活用方法につきましては昨年１２月の定例会において、他議員からの一般質問にご答弁申し上げましたとおり女満別研修会館の工事代替施設として検討を進めることとしております。

鉄筋コンクリート造二階建ての構造と教室としての利用設計上、内部の改築等には一定の制約が出てまいりますが、先ほどご答弁を申し上げたとおり北海道教育委員会との用途変更に係る事前相談で、公共の利用について前向きな示唆をいただいておりますので、教育委員会といたしましては今後、地域課題の解決に向けて町長部局と協議、連携しながら各課横断的な利活用を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解等を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、後藤議員の再質問へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 私からも女満別校舎の庁内各課横断的な利活用につきまして、ご意見を賜りましたのでご答弁をさせていただきます。

大空町は女満別・東藻琴両地区に類似施設がありますことから、公共施設全体を把握し更新、統廃合、長寿命化など計画的に実施、財政負担を平準化させるとともに必要な箇所に必要なに応じた財政出動も重要なことと考えているところであります。

女満別校舎につきましては一つの用途だけで使用するには大き過ぎると考えておりまして、複合的な利用を念頭に大空町の地域課題の一つでも解決できる利活用について、教育委員会と連携しながら各課横断に検討させていただきたいそのように考えておりますし、また、利活用するに際しましては、使用する用途によるのだと思いますけども、最低限の改修というのは出てくるかなと思いますので、そういったことも考慮しながら女満別校舎の有効活用というものを進めてまいりたいと考えております。

◇議 長 はい、7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。ただいま町長、また、教育長より町長部局と教育委員会が連携をとりながら各課横断的に地域課題の解決に向けた利活用を進めていただけるということ。また、横断的に使用する際には最低限の改修を行いながら使用していただけるということで、是非お願いしたいと思います。

次に同じ小項目の中で、再質問させていただきたいと思います。

次は、利活用方法を決めるための協議方法について再質問させていただきたいと思います。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、人口減少のおり、また、A I時代の到来など急速に時代背景が変化している中であっては、大空町の15年、20年先の将来を見越した議論が重要になると思います。私はこうした町の将来を見越した議論には町民の若い世代の方たちや、30代、40代のミドルリーダー、役場の主幹クラスの中堅職員の皆さんたちの意見を積極的に取り入れ全体の議論に調整していくことが大切かなと思っています。

また、大空高校の生徒たちもプロトオオゾラで、校舎の有効活用するためのアイデアを出すなどの取組をしており、彼らのアイデアを受け止めながら現

実的な議論に高校生たちも参加してもらうことも良いのではないのかなと考えます。

女満別校舎の活用方法の議論におきましては、町民の意向を教育委員会としてどのように取り入れていくのか。また、施設の利活用に先ほど申しましたミドルリーダー、将来の担い手、若い世代や役場の中堅職員のかかわりをどのようにしていくのか、現時点における考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 関谷教育長。

◇教育長 市町村における教育委員会の役割は、子供たちの健全な成長、発達のため学習を通じた方針のもとで安定的に行うものであり、教育は地域住民にとって身近で関心の高い教育行政分野であることから専門家のみ担うのではなく、広く住民の意向等を踏まえて行われることが必要とされております。こうした教育委員会制度の趣旨からも広く住民の意向等を踏まえ、教育施策につなげて行くことは、私たち教育委員会に与えられた役割であると認識しているところであります。

教育委員会といたしましては持続可能な地域づくりを進めるため若い世代が、自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていただくことが大切であると考えております。特に大空高校にあたっては、卒業後に社会人として実社会へ羽ばたく、あるいは大学などの高等教育機関への接続機能を果たす役割がある中で、大辻校長を先頭に教職員一丸となって大空町の地域課題を解決するための探究の学習などを特色あるカリキュラムに力を入れているところです。生徒の主体的な取組により、地域社会の一員として役割を果たせるよう大いに期待しているところです。

教育委員会といたしましては、今後も若い世代の皆さんの様々な意見等を踏まえながら、全体的な議論へ醸成できるよう改めて努めてまいりたいと思います。

以上、後藤議員の再質問へのご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。ただいま教育長より若い世代の様々な意見を踏まえながら、全体的な議論を醸成できるように努めてまいりたいと前向きなお話をいただきました。先ほども申し上げましたとおり、AI時代の到来により急速に時代が変化しています。是非そのスピードの変化に対応するために将来の担い手の意見を取り入れていくことは、なかなか手間のかかることではございますけれども機会を設けていただければと思います。

最後になります。先ほど担当課長より説明ありましたとおり、この女満別校舎は昭和53年に当時の女満別が町立高校から道立へ移管する際に、旧女満別町が建設し北海道へ無償譲与した施設であると先ほどお聞きしました。建設当時は高度経済成長期で人口も増え続けている社会情勢でありましたが、

当時の女満別町といたしましても町の将来を担う人材育成のために校舎を整備するという財政投資を行っており、現在における町の生産年齢人口の中には女満別高校の卒業生も数多くいらっしゃいます。

時代は変わり、現在は人口減少による担い手不足や地方消滅といった厳しい状況にはありますが、こうした中であって、今の私たちの役割はこれからの若い世代の意見を取り入れ、彼らに未来を創る機会を与えることが必要ではないかとそのように考えます。

これまで若者の学び舎だった女満別校舎の利活用につきましては、大空町の未来を担う人材育成のために積極的に若い方たちの意見を取り入れて、利活用の協議に関わってもらい彼らにまちづくりに参加してもらうことが、先ほど前向きな答弁をいただきましたけども大切だと思っています。

現在、社会教育施設に関する基本構想を策定しておりますけれども、女満別校舎に限らず、他の町の施設の協議や、さらには町の課題解決の議論におきましても積極的に町民の意見を取り入れることをお願いいたしまして私の質問を終わります。

◇議 長 松川町長。

◇町 長 今回、後藤議員から女満別校舎の利活用ということでご質問をいただきましたが、ご質問を通じて将来の大空町を担うであろう若い世代の皆さんによるまちづくりについてのご意見ということで、私なりに受け止めさせていただいているところであります。

現在、教育委員会にて内部検討を進めているところでありますけども、そこにはやはり先ほど申しましたように、一つの用途だけで使うことが出来ませんので、各課横断で検討する。さらにはプロトオオゾラで関わっていただいた大空高校生のアイデアそういったものもいただきながら利活用について、検討していく必要があるかと思えますし、是非、そのような形で検討していきたいそのように思います。

旧女満別町時代から、旧女満別高校が本町の教育機関の礎を築き、町内外に多くの担い手を送り出した功績や、平成24年に創部58年目、部員数19名の女満別高校野球部が第84回選抜高等学校野球大会21世紀枠にて甲子園出場を果たされた歴史を後世に残す仕掛け、展示スペースというのもあわせて検討いただけると私としてはありがたいかなとそのように思っているところであります。

女満別校舎の施設利用に限らず、多くの町民の皆様にもまちづくりに関心をお寄せいただけるようお願いいたしまして、私からのご答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◇後藤議員 質問を終わります。

◇議 長 これにて後藤忍議員の一般質問を終了します。

◎日程第6 発議第11号

◇議 長 日程第6、発議第11号、常任委員会委員の選任を行います。

ただいま、総務厚生常任委員会の委員が、産業建設文教常任委員会の委員より2名少ない状況にありますことから、産業建設文教常任委員会の中から1名総務厚生常任委員会へ所属を変更したいと思います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、総務厚生常任委員に森賀祐司議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがってただいま指名しましたとおり、総務厚生常任委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。開会はブザーをもってお知らせします。

(休憩 午後 1時36分)

(再開 午後 1時51分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

◇議 長 諸般の報告をいたします。

休憩中に総務厚生常任委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

総務厚生常任委員会委員長に岩原繁議員。副委員長に森賀祐司議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第7 発議第12号

◇議 長 日程第7、発議第12号、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。欠員となっております議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、岩原繁議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

◇議 長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。大変お疲れ様でした。

(散会 午後 1 時 5 2 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 17 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 川 村 淳

署 名 議 員 福 田 淳 一

令和 6 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 令和 6 年 9 月 1 7 日
- ・ 開 会 令和 6 年 9 月 1 7 日
- ・ 閉 会 令和 6 年 9 月 1 8 日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	大	泉	知	功	7 番	後	藤	忍
2 番	川	村	淳		9 番	上	地	史 隆
3 番	福	田	淳	一	10 番	松	岡	克 美
4 番	森	賀	祐	司	11 番	齋	藤	宏 司
5 番	鈴	木	秀	之	12 番	原	本	哲 己
6 番	岩	原	繁					

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会教育長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		福祉課長
総合支所長		福祉課参事
会計管理者		産業課長
総務課長		産業課参事
総務課参事		建設課長
まちづくり推進室長		建設課参事
まちづくり推進室参事		住民福祉課長
まちづくり推進室参事		総務課主幹
住民課長		
生涯学習課長		生涯学習課参事
監査委員事務局長		選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長		

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

令和6年第3回大空町議会定例会議事日程

第2号 令和6年9月18日（水） 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第3 議案第51号 財産の売払いについて
- 日程第4 議案第52号 大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 日程第5 議案第53号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第6 議案第54号 大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議案第55号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議案第56号 大空町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議案第57号 大空町課設置条例等の一部を改正する等の条例制定について
- 日程第10 議案第58号 大空町国営網走川豊住地区かんがい排水事業基金条例制定について
- 日程第11 議案第59号 令和6年度大空町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第60号 令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第61号 令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第62号 令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第63号 令和6年度大空町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第64号 令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 認定第1号 令和5年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第2号 令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第3号 令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第4号 令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第5号 令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第6号 令和5年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第7号 令和5年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第24 認定第8号 令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議案第65号 令和6年度大空町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第26 発議第13号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書
- 日程第27 発議第14号 改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する要望意見書
- 日程第28 報告第12号 令和5年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について
- 日程第29 報告第13号 令和5年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第30 報告第14号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	松川一正	教育委員会教育長	関谷正樹
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	石田正俊

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	鈴木章夫	福祉課長	宮田栄
総合支所長	菅野洋治	福祉課参事	福田由佳
会計管理者	井上透	産業課長	林敏美
総務課長	篁充清	産業課参事	佐々木雅敏
総務課参事	笠井進一	建設課長	高昭寿
まちづくり推進室長	佐川雅仁	建設課参事	山本純生
まちづくり推進室参事	稲川浩司	住民福祉課長	山本晃
まちづくり推進室参事	中村綱希	総務課主幹	齋藤慎吾
住民課長	砂金英樹		

3. 大空町教育委員会教育長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

生涯学習課長	平田義和	生涯学習課参事	村山修
--------	------	---------	-----

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	石川大樹
------	------

6. 大空町選挙管理委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	秋葉暢康
------	------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	阿部雅浩	書記	見延洸太
------	------	----	------

以上のとおり報告する。

令和6年9月18日

大空町議会議長 原本哲己

(開会 午前 10 時 00 分)

◎会議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 3 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、議長において、4 番、森賀祐司議員及び 5 番、鈴木秀之議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。事務局長に報告いたします。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。ただいまの出席議員は、11 名全員であります。

本日の会議に説明のために出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

議会事務局職員による議会広報用の写真撮影を申請し、許可を得ておりますので、ご了承願います。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。
暑い方は上着を脱いでもらって結構です。

◎日程第 2 諮問第 1 号

◇議 長 日程第 2、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松川町長。

◇町 長 議案書の 1 ページでございます。諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員北島恵子が令和 6 年 12 月 31 日をもって任期が満了するので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、次の者を後任委員に推薦したいので、議会の意見を求める。令和 6 年 9 月 17 日提出、大空町長松川一正。

記。住所、北海道網走郡大空町女満別夕陽台 1 丁目 5 番 7 号。

氏名、北島恵子。

生年月日、昭和 31 年 10 月 1 日生まれの 67 歳でございます。

北島氏は、平成 28 年 1 月から 3 期 9 年間人権擁護委員として人権啓発及

び相談活動に従事され、誠意を持った積極的な活動に取り組まれています。地域の実情に通じ温厚な人柄であり人権擁護委員に適任であると判断しましたことから、引き続き同氏を推薦申し上げたく議会の意見を求めるものでございます。

また、本人の経歴等につきましては、定例会参考資料の１ページをご参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由を説明させていただきましたので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
暫時休憩します。

（暫時休憩 午前１０時０３分）

（再開 午前１０時０４分）

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。本件は、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、諮問第１号、人権擁護委員の推薦については、お手元に配付しました意見書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎日程第３ 議案第５１号

◇議 長 日程第３、議案第５１号、財産の売払いについてを議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室長。

◇まちづくり推進室長 議案書３ページでございます。議案第５１号、財産の売払いについて。

次のとおり、財産を売払いしたいので、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。令和６年９月１７日提出、大空町長、松川一正。

記。１、売払いする財産、土地及び建物。

２、売払いする財産の所在地、種別、数量、別紙のとおり。

３、売払いの方法、随意契約。

4、売払いの金額、1,851万3,453円。

5、売払いの相手方、札幌市厚別区厚別中央1条6丁目3番10、プレミストタワー新さっぽろ2105号室、沼倉具視。

4ページをお開きください。

別紙、1、土地、大空町女満別昭和87番地の5、宅地146.68平方メートル。大空町女満別昭和93番地の9、宅地、916.60平方メートル。地積合計1,063.28平方メートル。

2、建物、種別、寄宿舍。所在地、大空町女満別昭和87番地の5、93番地の9。構造、数量、木造合金メッキ銅板ぶき2階建て、1棟、345.42平方メートル。

詳細につきましては、大空町議会定例会参考資料により説明いたしますので、参考資料3ページ、4ページをお開き願います。

この建物につきましては、女満別昭和に位置します木造2階建てで、延べ床面積が345.42平方メートルの建物です。1階には舎監室2室、食堂、厨房、浴室、洗濯室そして居室につきましては2室ありまして、居室の面積は1部屋当たり11.54平方メートルです。2階につきましては主に居室7室がありまして、居室の面積は1部屋当たり11から12平方メートル程度になってございます。

建築をしたのは平成25年3月25日で、築10年経過の物件となっております。平成25年4月1日に旧女満別高等学校の生徒寄宿舍として供用を開始し、令和3年4月1日に大空高等学校の女満別寄宿舍となりましたが、同年9月30日に寄宿舍の管理委託契約が終了し以降の入居予定はなく現在に至っております。

今回、東京農業大学との包括連携の一環としまして、東京農業大学競技スキー部を誘致し地域の活性化を促進することを目的に随意契約により売買し現在の建物を寄宿舍として、有効活用していただくというものでございます。

納入期限につきましては令和7年2月28日、契約の金額は1,851万3,453円。うち、土地につきましては595万4,368円。建物につきましては1,255万9,085円となっております。

なお、購入に係ります契約につきましては、議会の議決をいただいた後、本契約を締結するものでございます。

以上、説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第51号、財産の売払いについてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、財産の売払いについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号

- ◇議 長 日程第4、議案第52号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。佐川まちづくり推進室長。

- ◇まちづくり推進室長 議案書5ページでございます。議案第52号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について。

大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求める。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

本案は提案しております事業について、財源措置として過疎対策事業債の充当を予定しております。今回、事業名称変更に伴いまして計画の変更を行うものでございます。変更内容につきましては、7ページをご覧くださいと思います。

表の右側が変更前、左側が変更後の計画でございます。

区分の5、生活環境の整備、(7)過疎地域持続的発展特別事業、環境におけます下から2段目でございます。一般廃棄物広域処理施設整備負担金事業でございますけれども、一般廃棄物焼却処理施設整備事業から名称を変更するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 5 2 号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 2 号、大空町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 5 3 号

◇議 長 日程第 5、議案第 5 3 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 9 ページでございます。議案第 5 3 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。令和 6 年 9 月 1 7 日提出、大空町長、松川一正。

議案書 1 1 ページが変更する規約でございます。定例会参考資料 5 ページから 6 ページに変更規約の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により変更内容を説明させていただきますので、大空町議会定例会参考資料 5 ページをお開きください。

提案理由ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと健康保険証一体化により、被保険者証が廃止されることに伴い北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更を行う必要が生じたことから、この変更の協議について議会の議決を求めるものです。

北海道後期高齢者医療広域連合の規約についてですが、規約には広域連合の名称、構成市町村、処理する事務など広域連合の存立に当たって基本的事項が定められています。この規約を変更する場合には、全ての構成市町において議会の議決が必要となり、議決後に構成市町村が提出する議決書をもって北海道知事の許可を受け規約変更という流れになります。

変更の内容ですが、規約第 4 条、広域連合の処理する事務内容について、被保険者証の廃止に伴い変更後の規約のとおり全部改正し、併せて別表第 1 を削り、別表第 2 を別表に改めます。

6 ページをお開きください。附則といたしまして、この規約は地方自治法第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定による北海道知事の許可の日から施行します。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第53号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第54号

- ◇議 長 日程第6、議案第54号、大空町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。篁総務課長。

- ◇総務課長 議案書13ページでございます。議案第54号、大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

15ページは改正条文でございます。改正内容につきましては、議会定例会参考資料にて説明させていただきますので、定例会参考資料7ページをお開き願います。

このたびの改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、マイナンバーによる情報連携が可能な事務や情報を規定する別表第2が廃止されたことに伴い、廃止された別表第2を引用している箇所を改正を行うものであります。

第2条第4号の次に第5号及び第6号を加えます。第5号、特定個人情報利用事務法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。第6号、利用特定個人情報法第19条第8号に規定する利用特定個人情報を利用をいう。

第4条第1項中、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人情報利用事務に改め、同条第3項中、法別表第2の第2欄に掲げる事務を特定個人情報利用事務に、同表の第4欄に掲げる特定個人情報を利用特定個人情報に、当該特定個人情報を当該利用特定個人情報に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げますので、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、大空町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、大空町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第55号

◇議 長 日程第7、議案第55号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書17ページでございます。議案第55号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

議案書19ページが改正条文でございます。定例会参考資料9ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、大空町議会定例会参考資料9ページをお開きください。

今回の改正は、先ほど議案第53号のところでもご説明いたしましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により被保険者証が廃止されることに伴い、改正

された国民健康保険法が令和 6 年 1 2 月 2 日に施行されることから、本条例の一部を改正するものです。

改正内容ですが、第 1 0 条において、改正法により国民健康保険法第 9 条、各項の規定が整備されるとともに、被保険者証の返還に応じない者に対する 1 0 万円以下の過料の規定が削除されるため、法に基づき引用部分を改め、被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合を削除するものです。

附則といたしまして、この条例は令和 6 年 1 2 月 2 日から施行することといたします。

また、附則第 2 項において、この条例の施行の日前にした行為に対する罰則及び施行日時点で、被保険者証を交付されている世帯主が施行日以後における被保険者証の返還についても従前の例によると規定した上で、その罰則についても同様に従前の例により取り扱うこととする経過措置を設けています。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第 5 5 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 5 5 号、大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 5 6 号

◇議 長 日程第 8、議案第 5 6 号、大空町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書 2 1 ページでございます。議案第 5 6 号、大空町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

議案書23ページが改正条文でございます。定例会参考資料11ページに改正条例の新旧対照表を掲載しております。新旧対照表により改正内容を説明させていただきますので、大空町議会定例会参考資料11ページをお開きください。

提案理由ですが、先ほど議案第53号、55号でも説明しました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により本条例等の一部を改正するものです。

第1条による改正、大空町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

第7条、受給者証の提示に関する規定について、受給者が医療機関等受診する際に、医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示することを規定しておりますが、令和6年12月2日施行の法改正に伴い、被保険者証が廃止されることから被保険者証又は組合員証を削除し整備を行うものです。

次に、第2条による大空町重度心身障害者及び独り親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正についても、第1条による改正と同様に、第7条、受給者証の提示に関する規定について、被保険者証または組合員証の文言を削除し整備を行うものです。

附則といたしまして、この条例は令和6年12月2日から施行することといたします。

以上、提案理由の説明を申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、大空町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第56号、大空町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のと

おり可決されました。

◎日程第9 議案第57号

◇議 長 日程第9、議案第57号、大空町課設置条例等の一部を改正する等の条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。林産業課長。

◇産業課長 議案書25ページでございます。議案第57号、大空町課設置条例等の一部を改正する等の条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

27ページにつきましては改正条文でございます。内容につきましては、参考資料を見て説明をさせていただきますので、参考資料の13ページをお願いします。新旧対照表です。

このたびの提案は、町営住吉牧野につきまして、既に令和5年度から事業を廃止しておりますことから、関係する例規を改正、廃止するものでございます。

第1条による改正、大空町課設置条例の一部改正につきましては、第2条、産業課の第4号、町営牧野の運営管理に関することを削除しまして、第5号から17号までを1号ずつ繰上げます。

下から2行目、第2条による改正、大空町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、めくっていただきまして14ページになります。

第3条中、牧野勤務手当、時間外勤務手当を時間外勤務手当に改め、さらに牧野勤務手当に関する規定であります第12条の2を削ります。

中段の第3条による改正、大空町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正は、第3条第2号、牧畜飼育手当を削除しまして、第3号と第4号を順次繰上げます。

また、牧畜飼育手当に関して規定する第5条を削り、次の第6条から15ページに移りまして第9条までをそれぞれ1条ずつ繰上げます。

最後に、第4条により廃止ということで、大空町営牧場条例を廃止するものです。

附則としまして、この条例は公布の日からの施行といたします。

以上、提案理由につきまして説明申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第５７号、大空町課設置条例等の一部を改正する等の条例制定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第５７号、大空町課設置条例等の一部を改正する等の条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５８号

◇議 長 日程第１０、議案第５８号、大空町国営網走川豊住地区かんがい排水事業基金条例制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐々木産業課参事。

◇産業課参事 議案書２９ページでございます。議案第５８号、大空町国営網走川豊住地区かんがい排水事業基金条例制定について。

このことについて、別紙のとおり提出する。令和６年９月１７日提出、大空町長、松川一正。

３１ページをお開き願います。制定の趣旨でございます。

令和５年度より事業開始された、国営網走川豊住地区かんがい排水事業の町負担額の償還につきましては、事業完了予定年度の翌年である令和１５年度から開始されることとなっております。また、地方財政措置により国が定めたガイドラインを指針として、地方債を充当することができることとなり、ガイドラインを超えた負担額につきましては一般財源から充てることとなりますが、金額が多額になる見込みがあることから基金の設置を行い、資金準備するものでございます。

条例の内容につきましては第１条で、国営網走川豊住地区かんがい排水事業の実施に要する経費の財源に充てるため、基金を設置することとし、第２条では、基金に積み立てる額は、毎年度予算で定める額としております。

第３条は、基金に属する現金は、金融機関への預金など確実かつ有利な方法により保管。また、必要に応じて有価証券に代えることができることについて。

第４条、基金の処分については、設置目的の財源に充てる場合を可能としてございます。

第５条では、基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して編入することとし、第６条では、財政上必要があるときは、繰戻しの方法、期間、利率を定めて、歳計現金に繰替えて運用し、または一般会計予算の定めるところにより歳入に繰入れて運用することができることとしております。

第７条では、この条例のほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めることとしております。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでござい

ます。

以上、提案理由につきましてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第58号、大空町国営網走川豊住地区かんがい排水事業基金
条例制定についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第58号、大空町国営網走
川豊住地区かんがい排水事業基金条例制定については、原案のとおり可決さ
れました。

◎日程第11 議案第59号

◇議 長 日程第11、議案第59号、令和6年度大空町一般会計補正予算
(第3号)を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書33ページでございます。議案第59号、令和6年度大
空町一般会計補正予算(第3号)。

令和6年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億
5,310万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億8,
120万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後
の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正による。令和
6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

35ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

1款、町税に1,864万5,000円追加。10款、地方特例交付金に2,
937万5,000円追加。11款、地方交付税に1億5,242万1,000

0円追加。13款、分担金及び負担金に15万5,000円追加。15款、国庫支出金に669万7,000円追加。16款、道支出金に3億6,838万円追加。19款、繰入金から1億2,867万7,000円減額。21款、諸収入に547万2,000円追加。22款、町債に63万8,000円追加。歳入合計は4億5,310万6,000円を追加し、98億8,120万8,000円とするものです。

36ページをお開き願います。歳出です。

2款、総務費に140万5,000円追加。3款、民生費に5,178万7,000円追加。4款、衛生費に1,179万6,000円追加。6款、農林水産業費に3億7,725万4,000円追加。7款、商工費に398万2,000円追加。8款、土木費に389万4,000円追加。9款、消防費につきまして補正額はございません。10款、教育費に298万8,000円追加。歳出合計は、4億5,310万6,000円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

37ページをご覧ください。第2表、地方債補正、1変更です。

臨時財政対策債は限度額を63万8,000円増額し、1,099万8,000円に変更しています。総交付税算定の結果、当初の見込みより増額となったものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、46、47ページをお開き願います。今回の財源調整のため、基金の繰入れをやめるなど財源振替のみで補正額のないものにつきましては、説明を省略させていただきますのであらかじめご了承ください。

2款1項1目、一般管理費の11節、郵便料に36万円の追加は、本年10月から郵便料金が改定されることから不足見込み分を追加するものです。

6目、財産管理費の14節、温泉熱供給施設水位計更新工事に102万3000円は、温泉熱供給施設の貯湯槽の水位計に不具合が発生し更新が必要となったことから追加するものです。

2項2目、賦課徴収費の11節、郵便料に2万2,000円の追加は、本年10月から郵便料金が改定されることから不足見込み分を追加するものです。

3款1項1目、社会福祉総務費22節、前年度子育て特別給付金給付事業費補助金返還金10万円と、事務費補助金返還金3,000円は、事業費の確定による国への返還金です。

2目、老人福祉費の27節、介護保険事業勘定特別会計繰出金17万9,000円は、低所得者の保険料軽減などに伴う負担金の増加によるものです。22節、過年度低所得者利用者負担対策事業補助金返還金71万円は、令和元年度分2万6,000円と、令和2年度分68万4,000円の返還金で、令和5年度に返還額を確定し返還する予定としておりましたが、返還額確定事務の時期を逸したことから今回補正し返還するものでございます。

3目、障害者福祉費の10節、修繕料36万円は、障害者福祉施設ちあふるの火災通報装置が7月に実施した消防設備点検において、施設内では正常作動するものの消防へ自動では通報しないことが判明したことから修繕するものです。22節、前年度障害者自立支援医療費国庫負担金返還金42万4,0

00円から、下から3行目の前年度障害児入所給付費等道費負担金返還金73万6,000円までの総額4,843万7,000円は、令和5年度事業費の確定精算による国、北海道への返還金です。その下の過年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金52万5,000円と、道費負担金返還金26万3,000円は、町外の障害福祉事業者において有資格者の未配置など不備があったことから、訓練等給付費が減算されることとなったため、大空町利用者分に係る減算額を国、北海道へ返還するものです。

48、49ページをお願いします。2項1目、児童福祉総務費の22節、前年度子育て支援交付金国庫補助金返還金59万円。前年度子育てのための施設等利用給付交付金国庫補助金返還金3万7,000円と道費補助金返還金1万9,000円。前年度出産・子育て支援交付金返還金39万5,000円は、令和5年度事業費の確定精算による国、北海道への返還金です。

2目、児童措置費の22節、前年度養育医療給付事業国庫負担金返還金16万9,000円は、令和5年度事業費の確定精算による国、北海道への返還金です。

4款1項1目、保健衛生総務費の18節、網走厚生病院脳神経外科医療体制整備事業負担金520万円は、網走厚生病院脳神経外科の令和5年度決算が確定したことに伴い損失分を1市4町の覚書の負担割合に基づき算出したものです。

2目、予防費の22節、前年度風しん抗体検査国庫補助金返還金19万6,000円と、前年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金返還金51万4,000円は、令和5年度事業費の確定精算による国への返還金です。

2項1目、塵芥処理費の10節、印刷製本費478万7,000円は、ごみ袋作成に係る単価が上昇していることと、各店舗の在庫状況を確認したところ、当初見込みよりも必要数が増えたことから追加するものです。18節、斜網地区一般廃棄物広域処理推進協議会負担金109万9,000円は、協議会で採用した会計年度任用職員、車両購入、事務局の先進地視察旅費など当初計上から追加となったものです。

6款1項3目、農業振興費の18節、畑地化促進事業補助金1億4,142万9,000円は、水田の畑地化に取り組む事業を支援するものです。18節、病虫害対策移動式焼土殺菌機導入事業補助金400万円は、圃場への病虫害侵入拡大を防止するため、移動式の焼土殺菌機導入を支援するものです。50、51ページをお願いします。18節、産地生産基盤パワーアップ事業補助金7,666万5,000円は、収益力を強化し、生産拡大に向けた農業機械の導入を支援するものです。18節、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金4,674万4,000円は、豆類の安定生産対策として新品種の導入や種バレイショの安定供給を目指し、有病率の低減に向けた検査、労働負担の軽減を図る農機具の導入などを支援するものです。18節、麦・大豆生産技術向上事業補助金9,919万7,000円は、効率的な橋技術や排水対策技術の導入、農業機械の導入など、麦、大豆の生産拡大に向けた取組を支援するものです。

7 目、団体営諸土地改良費の 1 4 節、畑地かんがい施設更新工事に 5 0 万円の追加は、当初予算計上し発注しているところですが、給水栓の工事などを行う中で想定以上に劣化している箇所は散見され、増額の必要性が生じたものです。1 4 節、排水路整備工事 8 0 0 万円の追加は、当初予算に計上し発注しているところですが、埋設管路の関係を拡大する必要性が生じ、それに伴い下流側の側溝を入れ替える必要性が生じたことによるものです。2 1 節、排水路整備工事補償費 5 0 万円は、工事延長の追加に伴い耕作補償が生じたものです。

2 項 1 目、林業総務費の 1 8 節、森林整備担い手対策推進事業負担金に 1 万 2, 0 0 0 円の追加は、林業労働者の育成確保に向けた取組を支援するものですが、森林作業員 1 名が新たに林業会社に雇用されたことに伴う増です。有害鳥獣駆除推進事業の 7 節、熊駆除謝金に 1 5 万円の追加は、現在の捕獲頭数が当初見込みを超え不足が生じることから追加するものです。1 1 節、新聞折込料に 7, 0 0 0 円の追加は、市街地に出没した際などに新聞折り込みをするものですが、既に当初計上分を執行していることから今後の 1 回分を追加するものです。1 8 節、狩猟免許取得等支援補助金に 5 万円の追加は、有害鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許の取得及び鉄砲所持の許可までに要する経費に対し補助するものですが、不足が見込まれることから増額するものです。

7 款 1 項 1 目、商工業振興費の 1 8 節、起業化支援事業補助金に 2 8 0 万 1, 0 0 0 円の追加は、起業する事業者に対してかかる経費の一部を補助するものですが、不足が見込まれることから増額するものです。

2 目、観光費湖畔管理事業の 1 0 節、修繕料 4 5 万 5, 0 0 0 円は、公用車の燃料ポンプが故障したことにより修繕が必要となったことから追加するものです。東藻琴芝桜公園管理運営費の 1 0 節、修繕料 7 2 万 6, 0 0 0 円は、芝桜公園展望台デッキと東屋バルコニーの床の張り替えや階段手すり補修など修繕が必要となったことから追加するものです。

8 款 2 項 3 目、除雪対策費の 1 0 節、修繕料 3 8 9 万 4, 0 0 0 円は、除雪ドーザのステアリングに作動不良が見られ点検をした結果、修繕が必要となっていることから追加するものです。

5 2、5 3 ページをお願いします。1 0 款 1 項 2 目、事務局費の 1 0 節、修繕料 3 5 万円は、G I G A スクール事業として活用しているタブレット端末が経年劣化の影響もあり修繕料に不足が見込まれることから追加するものです。

5 項 1 目、社会教育総務費の 1 1 節、郵便料に 3 万 8, 0 0 0 円の追加は、本年 1 0 月から郵便料金が改定されることから不足見込み分を追加するものです。

3 目、芸術文化振興費の 7 節、女満別湿生植物群落保全対策報償費 3 0 万 3, 0 0 0 円の追加は、女満別湿生植物群落の保全対策に係る検討委員会の開催を当初 3 回予定しておりましたが、検討委員会の議論を加速させ今年度内に一定の方向性を示すために開催回数を増やすものです。8 節、普通旅費 4 万 5, 0 0 0 円。1 3 節、高速道路通行料 8, 0 0 0 円。自動車駐車場 3, 0 0 0 円は、北海道及び北大と協議するための旅費等の経費を追加するものです。1 2

節、女満別湿生植物群落モニタリング委託料１２０万円は、群落内に地下水位計を設置しており、その水位計の回収とデータ分析を委託するものです。

６項２目、体育施設費の１０節、修繕料１０４万１，０００円は、東藻琴Ｂ＆Ｇ海洋センター２階窓ガラスのひび割れによる修繕と女満別Ｂ＆Ｇ海洋センタートレーニングルームに設置しているランニングマシンなどにおいて、老朽により修繕必要性が生じたことから追加するものです。

続きまして歳入の説明をしますので４２、４３ページをお開き願います。

１款１項１目１節、個人町民税の均等割額９万３，０００円の減。所得割額１１万８，０００円の増は、賦課額の確定によるものです。

２項１目１節、固定資産税土地３２万９，０００円の増。家屋３６０万２，０００円の増は、賦課額の確定によるものです。償却資産１，４５６万１，０００円の増は、主に航空機などに係る国からの配分が増額となったことによるものです。

３項１目１節、原動機付自転車２万５，０００円の増。軽自動車等１０万３，０００円の増は、賦課額の確定によるものです。

１０款１項１目１節、地方特例交付金に２，９３７万５，０００円の追加は、主に定額減税による減収補填分が追加となったものです。

１１款１項１目１節、普通交付税に１億５，２４２万１，０００円の追加は、普通交付税の確定によるものですが、主に新設された子ども子育て費が増えたことによるものです。

１３款１項１目１節、農業水路等長寿命化・防災減災事業分担金に１５万５，０００円の追加は、畑地かんがい施設更新工事費の追加に伴う受益者の負担金です。

１５款２項１目１節、社会保障・税番号制度システム整備補助金１１７万７，０００円の追加は、当初予算で計上しておりました戸籍総合システム改修委託料において全額国からの補助金が交付決定となったため追加するものです。

４目１節、農地耕作条件改善事業補助金５５２万円の追加は、排水路整備工事費の追加に伴う国からの補助金です。

１６款２項４目１節、産地生産基盤パワーアップ事業補助金７，６６６万５，０００円は、収益力を強化し生産拡大に向けた農業機械の導入にかかる補助金です。農業水路等長寿命化防災減災事業補助金３４万５，０００円は、畑地かんがい施設更新工事費の追加に伴う北海道からの補助金です。持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金４，６７４万４，０００円は、豆類や種バレイショの安定生産、労働負担の軽減を図る農機具の導入に係る補助金です。麦・大豆生産技術向上事業補助金９，９１９万７，０００円は、麦、大豆の生産拡大に向けた取組に係る補助金です。畑地化促進事業補助金１億４，１４２万９，０００円は、水田の畑地化に取り組む事業に係る補助金です。病虫害対策移動式焼土殺菌機導入事業補助金４００万円は、病虫害対策として導入する移動式焼土殺菌機に係る補助金です。

１９款１項１目１節、財政調整基金繰入金から７，８３２万１，０００円の減額と、４４、４５ページの２目１節、公共施設等整備基金繰入金から２，３３５万６，０００円の減額。

4目1節、地域福祉医療基金繰入金から2,700万円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。

21款4項11目1節、雑入、備荒資金組合超過納付金返還金から693万1,000円の減額は、今回補正の財源調整によるものです。建物災害共済金78万7,000円は、東藻琴B&G海洋センター2階窓ガラスの修繕に対する共済金です。前年度低所得者保険料軽減負担金国庫精算金16万4,000円から3つ下の前年度施設型給付費道費補助金精算金624万5,000円までと、一つ飛びまして、前年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金精算金45万4,000円の追加は、前年度事業費の確定によるものです。過年度障害者自立支援給付費返還金104万8,000円は、町外の障害福祉事業者において、有資格者未配置などの不備があり訓練等給付費が減算されることとなったことによる大空町に対する返還金です。

22款、町債につきましては、第2表地方債補正で説明したとおりですので省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきましてご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、大泉知功議員。

◇大泉議員 はい、1番。ページ53ページです。53ページ上から8行目ぐらい、GIGAスクール事業10節、需用費、修繕料の35万円でございますが、小・中学生の子どもを持つ親の方々から、学校から貸し出されているタブレット端末が少し壊れている、すぐ壊れやすいというような話をよく聞くことがあるのですが、今回これは何台分の修繕料となっているか伺います。

以上1点です。

◇議 長 平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 タブレット端末修繕料につきましてお答えを申し上げたいと思います。

今回の補正予算35万円の内訳につきましては7台分、1台当たり平均修繕単価5万円で計上させていただいております。今年度当初予算につきましては100万円計上させていただいているところでございますが、8月末現在、各学校からのタブレット端末の修繕依頼が17台97万円程度の支出対応となっておりまして、今後年度末まで予備機による代替とあわせまして7台程度の修繕が必要と考えております。

以上でございます。

◇議 長 1番、大泉議員。

◇大泉議員 はい、1番。先ほども言ったように小・中学生の子ども親御さ

んから、タブレット端末が壊れているから、壊れやすいといった声が聞かれていますけれども、本町のタブレット端末の更新時期はいつ頃になるでしょうか伺います。

◇議 長 平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 タブレット端末の更新時期につきましてお答え申し上げます。

児童・生徒並びに教職員のタブレット端末につきましては、文部科学省のGIGAスクール構想並びに新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に基づきまして、本町におきましては令和2年度に町内全学校計676台整備を行わせていただいているところでございます。総合計画では今のところ令和9年度更新予定として位置づけをさせていただいておりますけれども、ただいまご指摘をいただきましたとおり、各学校等を通じまして私ども教育委員会にも故障等の相談を多数いただいているところでございます。その都度修繕対応をさせていただいておりますが、経年劣化等で年々修繕台数が増加している現状でもございます。また、内部バッテリーの消耗等の不具合も見られるということもお聞きしております。したがって、私ども教育委員会としては、令和9年度をできるだけ1年でも前倒しできるよう今後内部協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

◇大泉議員 承知しました。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 1点質問をさせていただきます。

農林水産業費の中の林業費の中で、有害鳥獣の駆除推進事業ということで、今回、報償費の中で熊の駆除謝金が出ております。この関係につきまして見込みより実績のほうが上回っているという状況の説明ありましたので、その現況をお知らせいただくのと、それから、この15万の状況で大丈夫なのかなということと、それからもう1点確認でございますが、これは有害鳥獣駆除に関する条例に基づいて支出されているという状況でございますが、最近、アライグマとか他の有害鳥獣の関係が話題になっているところでございます。そういう中で、この謝礼の関係と猟友会の方々の出動手当の関係も出てくるのではないかと考えております。今回は熊駆除謝金の計上になっておりますけれども、出動手当等につきまして、猟友会との情報交流を密にして対応されていると思いますが、そこら辺の状況についてもお知らせいただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 佐々木産業課参事。

◇産業課参事 ただいま鈴木議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、熊駆除の謝金についてですが、4月1日から現在までの捕獲実績について、女満別で1頭、東藻琴で10頭というような形になってございます。当初5頭分の1頭1万円なので、5万円という形で予算計上させていただいておりましたが、今現在11頭というところまで来ておまして、北海道に指定管理鳥獣ですので許可をいただくのですが、10頭単位で許可をいただくものですから、捕獲上限として現在は20頭までの捕獲の許可をいただいておりますことから、1万円掛ける20頭分の当初予算も含めて20万円という形で予算計上しているところでございます。

また、もう1点、出動手当と駆除費について、実は先日9月5日に女満別の猟友会と東藻琴の猟友会の両猟友会と協議の場を持たせていただきまして、出動と駆除費について見直しをするということで、今の段階では両猟友会と協議が進んでいるところでございますが、この先庁議を経て、また、10月の委員会で報告できるかと思っておりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

以上でございます。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。6番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6番。私のほうから1点だけ確認させていただきたいと思います。

53ページの湿生植物群落保全対策事業でございまして、委託料を120万円計上されております。今年度地下水位計で予算化されていますけども、この設置について完了した上でのモニタリングの委託と考えてよろしいのか、水位計の部分についての保全対策で、監視を持って行くと思うのですけれども、その辺の経緯が分かれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 岩原議員の質問に対してご答弁を申し上げます。

湿生植物群落保全対策事業は、令和3年から大学教授で組織される保全対策検討委員会におきまして植生の変化、原因究明、対策についてご検討いただいたところですが、コロナ感染症の影響から一旦協議を休止した経過もあり、今年度は継続審議を行うためにオンライン会議を含めて3回の会議を予定しておりました。

今年の7月に第1回目の委員会を開催した際に、委員長、副委員長、これは北大の教授の両名なのですが、町長、教育長と面談をし、できれば今年度中に意見をまとめていきたいというような申出があり、道教委、文化庁との調整の上、現段階におきましては今年度中に検討委員会の結論を出して、令和7年度に関係団体と協議の時間を設け、令和8年度に対策工事を実施したいと、そのような予定として考えているところでございます。

そういった中で、今回会議を増やすとともに水位データの作成業務の委託料を計上させていただきましたが、これにつきましては、先ほど申し上げた大学教授のご助言もありまして、これまで教育委員会職員が水位計の設置と回収を行ってきたところですが、大学教授のご助言もありまして、データの信憑性を高める上で専門家に委託したほうがいいのではないかというご助言を受けまして、今回予算化したところでございます。

当初予算に水位データの備品という形で予算計上して、その分は購入をしておりますが、今年度の対策会議の結果を踏まえましてモニタリング、工事する前とする後の場所を決めて、そこの前後のモニタリングをしていきたいと考えておりますので、今年度計上して備品購入した水位計につきましては、現在教育委員会で持っていますけれど、この後の協議を踏まえてどこに設置するかというのを検討したいというような経過になってございます。

説明は以上です。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6 番。これは群落地の保全対策についてはいろんな方面からお願いをしていると聞いているのですけれども、早くそういった意味では対策方法の部分で何とか改善策を見つけ出したいという思いだと思いますのですが、そのために必要なものとして水位計を購入して、設置はまだしてないということですね。

そうしますと、このモニタリングの委託料 120 万を今年これからつけたことによって、どういった経過が求められるのでしょうか。水位計を設置して先ほど水位の観測のために来ていたのだけれども、それを結局モニタリングするという説明だったと思うのですけれども、水位計がまだ設置されていない中で、このモニタリングの委託というのはどういう経過で行われるのか、もう一度教えてください。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 現在既に設置している水位計がございまして、そちらにつきましては今年の春に設置をしております。

今回の委託料につきましては既に設置済みの水位計につきまして回収をして、データ化をするという部分での委託業務というような形で計上をさせていただいているところでございます。

現在、検討委員会の議論の中では、大きく植生の変化が見られる南吉原という部分が植生の変化が起こっていると、あと北吉原というところが水位が上昇しているというような傾向が見られまして、今年度中の議論の中で、その部分で植生の変化のあるところについて、対策の工事をしていきたいという方向性で議論をまとめる予定であります。その議論の中で、この場所とこの場所に対策工事を実施するというような方向性が出た段階で、新たに水位計を設置する場所が確定すると思っておりますので、その議論の経過を見ながら

現在保管している水位計につきましては、そこに設置をしていきたいという
ような考えでございます。

◇議 長 日程第 11、議案第 59 号、令和 6 年度大空町一般会計補正予算
(第 3 号)の審議中ですが、ここで 10 分間休憩します。再開はブザー
をもってお知らせします。

(休憩 午前 11 時 14 分)

(再開 午前 11 時 24 分)

◇議 長 休憩前に続き会議を開きます。

◇議 長 日程第 11、議案第 59 号、令和 6 年度大空町一般会計補正予算
(第 3 号)の質疑を続けます。
6 番、岩原繁委員。

◇岩原議員 はい、6 番。先ほどお答えをいただいた中でも、私、湿生植物群
落地というのが本当にこれ平成 3 年頃から、いわゆるもう既に陸地化が見ら
れるだとか、いろんな部分で来られました。商工会の中でも地域産業振興委員
会というのがあって、その中でも色々と群落地のこれからのことについて検
討がずっとなされて来た訳です。

従来、停滞水の部分において、いわゆる湿生植物群落の中でも水芭蕉という
ことの、ここに関して町の花でもあるということで、すごく水芭蕉の衰退が懸
念されていたという経過があります。やはり 1 年でも早くその原因究明を進
めていただきたいという思いで、今年の当初予算の部分から今回の補正の部
分についての経緯をお聞きしている次第です。いわゆる水位計を今年買って、
それが当然観測地点に置かれて、その経緯を見た上で、色々と判断するのは当
然のことなのですけれども、その中において、検討委員会を増やす中で、モニ
タリングをさらに行うといった部分が、その辺が、説明をいただきたいと思っ
ている次第です。いわゆるそれを今年、実際に保全体制を行った上で、いわゆ
るその湖に流れる土管の問題ですとかいろんなことが解決されるのだろうと
実は思っているのですが、そうではなくて、これはもう来年にまた回るとい
う、1 年遅れにまたなのかというような感じも懸念しているわけです。そうす
ると、今後どういった部分で、もう秋になって、当然、一番なのは雪解けの春先
が一番問題だと思うのですけれども、それに応じた中での部分がいつになっ
たらその部分で見ているのかなと、大学の先生というよりも、もっと長年携わ
っている方が多数いらっしゃると思いますので、そういった状況の変化というのか、
そういった部分を聞く部分はあるのかという思いも実は持っていました。し
かしながら、大学の先生方に聞いて色々と進めているということですから、そ
れでよろしいのですけれども、1 点だけ最後、もうそういった部分も含めて、
これからもそのモニタリングどういうことを期待したらいいのかをお知らせ

いただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 岩原議員のご質問にご答弁申し上げます。

女満別湿生植物群落につきましては、議員のおっしゃったとおりかなり前から議論をしております、旧女満別町時代の平成7年から15年、平成24年、25年、27年と湿生植物群落の調査をしております。そういった経過の中で、平成24年、25年の北大の調査結果によりまして、植生の変化が確認されたというような状況から、保全対策を講じるために関係機関を集めた女満別湿生植物群落保全連携会議というものを設置した中で、連絡調整を行ってきたところでございます。

この連絡会議と申しますのは、先ほど岩原議員おっしゃったように関係機関、土地の所有者の林野庁ですとか、JR、それからオホーツク教育局、西網走漁協と、それに関連する方にお集まりいただきまして、保全対策を講じるための協議を進めてきたというような経過がございます。そういった中で、一応、この女満別湿生植物群落につきましては、天然記念物という形になってございまして、文化庁が所管する文化財保護法というような法律の中で基本的にはその対策工事とかする場合におきましては、現状変更許可というものを国に申請をして、その許可をもらった上で、行わなければならないというような定めがございます。その中で文化庁とも協議をした中で、対策に関する工事等を行う場合につきましては、専門家の意見がないと文化庁の諮問機関があるのですけれども、そういった協議の場で対応出来ないというようなご助言がありましたので、そういった意見を受けまして、令和3年11月に専門家というような立場の大学教授4名の方にお集まりいただきまして、保全対策検討委員会という部分を設置しまして、専門家の立場からその植生の変化の原因究明、それから対策の方法について現在ご協議をいただいているというような状況になってございます。

先ほど、水位計の部分につきましては、この検討委員会の中で、今年度中に対策工事を行う場所、今の議論の中ではその道路が遮水壁になっているところの一つの原因であろうというような協議が出ておりますので、その遮水壁、水を遮断する壁になっている部分に排水管を設置して、水はけをよくするというような議論が進んでおります。水位計につきましては配水管を設置する場所が今年度中の議論の中で決まった時に、設置する前、設置する後の水の状況を確認するため、場所が決まってから設置したいというようなところで考えております。

議員おっしゃったようにこの部分は長年いろいろ協議を行ってきて、なかなか対策工事までたどり着かないというような状況もありまして、基本的には今年度中に一定程度の対策工事の結論を出して、来年度、先ほど議員おっしゃったように関係機関との調整を令和7年度に行いまして、令和8年度に国の補助も受けながら対策工事を実施していきたいと、そのような形が現在における最速のスケジュール感となっておりますので、そういった中で早急な

対応を図っていききたいと、そのように考えておりますのでよろしくお願いしたいと思ひます。

◇議 長 6 番、岩原繁議員。

◇岩原議員 はい、6 番。ありがとうございます。モニタリングについては今年度これから行うということで理解をいたします。

本当に早急に急ぐ部分、行わなければならない部分も分かりますし、長年の部分もあります。ただ、これやっぱり町の花、それから大きな観光資源の場でございますので、早くにそういった部分の改善策等々を先生とともに見いだしいただいて、保存の部分を受けて何とか工事完成まで、ぜひ早急をお願いしたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 湿生植物群落に関する現在の協議の経過、それから、今後の町の考え方につきましては、教育委員会協議会、それから常任委員会等でもご説明をさせていただいておりますが、そういった中で、国の天然記念物というようなものがございます。

従来から女満別町の時代から水芭蕉というもののの中で、学校の生徒が写生をしてくださったり、町民の方もそういった部分に思い入れがあったりというような中で、いろんな活動をされて来たというようなところはお話として聞いております。

ただ、一方で、この天然記念物につきましては学術的な価値があるというような中で、水芭蕉だけではなく、そこに植生されているハンノキだとかそういった北海道の広葉樹の原生林がそのまま残っているところで、学術的な価値があるというような経過の中で、昭和47年に天然記念物として決定をされているところでございます。

教育委員会としましては、そういった学術的に価値があるもの、これは厳格に保護され、現状は変更出来ないという法の趣旨になっておりますが、そういった植生に価値があるという部分について、より多くの町民に知っていただくよう努めてまいる必要があると思っておりますので、今後ともご意見を賜りながら進めていききたいとそのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。7 番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7 番。議案書49ページ、4款2項1目18節、斜網地区一般廃棄物広域処理推進協議会負担金について質問させていただきます。

先ほど視察を行うとか、内容は聞いたのですがけれども、ちょっと聞き損じたところもありますので、改めてもう少し詳しく教えていただければと思ひます。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 今の後藤議員の質問にお答えしたいと思います。

斜網地区一般廃棄物広域処理推進協議会負担金109万9,000円の補正についてですが、当初500万円の予算を計上していたところです。今年度の事業といたしましては生活環境調査、地質調査、地下水調査、基本計画作成、職員派遣等に係る経費で計上しておりましたが、追加事業ということで会計年度任用職員の採用、それと協議会の車両購入費ということで、追加事業が発生いたしました。そのことによる不足分を今回補正提案したものであります。

なお、大空町の負担割合につきましては総事業費の5%ということになっております。

以上、質問にお答えしたいと思います。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。その中で会計年度任用職員さんの報償、あと車両についてなのですが、この車両は今のところどこに帰属するのか教えていただければ。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 本車両につきましては協議会、網走市役所内にございますので、そちらのほうで管理しているということになっております。
以上です。

◇議 長 7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 中間処理施設ですけれども、だんだん具体化していく上で、関心も高まっていることでもあります。町としても町民説明会、私の中では丁寧に説明していただいている。また、議会側といたしましても、一昨年総務厚生常任委員会が兵庫県の丹波市クリーンセンター視察。また、議会全員として遠軽のクリーンセンター。また、昨年度はクリーンセンター多摩川を産業建設文教常任委員会でも視察させていただいているところでもありますけれども、いずれの施設におきましても、市街地の中及び隣接する農地があった中でも、環境負荷がほばない状態で、安心安全な施設ということは議会側でも確認させていただいているところでもあります。今後、建設が東藻琴地区に予定されているわけでございますけれども、今後も引き続きまして、今までどおり町民の方たちに丁寧に説明していただければとお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

◇議 長 砂金住民課長。

◇住民課長 ありがとうございます。今後も引き続き本施設の整備にあたっては、丁寧な説明に心がけ進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

◇後藤議員 終わります。

◇議 長 ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第59号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第59号、令和6年度大空町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第60号

◇議 長 日程第12、議案第60号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。福田福祉課参事。

◇福祉課参事 議案書55ページでございます。議案第60号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,773万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

議案書57ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

2款、道支出金に32万6,000円を追加。4款、繰入金に41万6,000円を追加。歳入合計は74万2,000円を追加し、1億3,773万

9, 000円とするものです。

58ページをお開き願います。歳出です。

2款、保険給付費に30万円を追加。3款、保健事業費に4万8,000円を追加。6款、諸支出金に39万4,000円を追加。歳出合計は74万2,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出よりご説明いたしますので、64ページ、65ページをお開き願います。

2款5項1目、保険給付費18節、葬祭費に30万円の追加は、当初の支給予定件数を上回ることが見込まれることから追加をするものです。

3款1項1目、保健事業費11節、疾病予防事業、郵便料に4万8,000円の追加は、本年10月からの郵便料金改定に伴い追加をするものです。

6款1項2目、諸支出金22節、返還金、償還金利子及び割引料に39万4,000円の追加は、令和5年度北海道保険給付費等交付金特別交付金のうち、特定検診経費に係る交付金について、実績に基づいた交付額が確定したことにより超過分を返還するものです。

続きまして歳入の説明をしますので、62ページ、63ページをお開きください。

2款2項1目1節、道支出金、保険給付費等交付金のうち普通交付金に30万円の追加は、歳出で追加しました保険給付費、葬祭費の財源として。特別交付金に2万6,000円の追加は、疾病予防事業の郵便料追加に対し、それぞれ北海道から交付を受けるものです。

4款2項1目、国民健康保険基金繰入金に41万6,000円の追加は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第60号、令和6年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第61号

◇議 長 日程第13、議案第61号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。宮田福祉課長。

◇福祉課長 議案書67ページをお開きください。議案第61号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ665万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億190万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

69ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

3款、国庫支出金に166万2,000円を追加。4款、支払基金交付金に336万5,000円を追加。5款、道支出金に104万5,000円を追加。7款、繰入金から471万5,000円を減額。8款、繰越金に57万2,000円を追加。9款、諸収入に472万6,000円を追加し、歳入合計は665万5,000円を追加し、7億190万6,000円とするものです。

続きまして70ページをお開き願います。歳出です。

4款、基金積立金に307万8,000円を追加。5款、諸支出金に357万7,000円を追加。歳出合計は665万5,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。歳出からご説明しますので、76ページ、77ページをお開き願います。歳出です。

4款1項1目24節、介護保険基金積立金に307万8,000円の追加は、令和5年度の交付金精算に伴う追加交付などの受入れ額が返還金額を上回るために追加するものでございます。

5款1項2目22節、返還金に357万7,000円の追加は、前年度介護給付費国庫負担金返還金、同じく道負担金返還金、前年度地域支援事業支払基金交付金返還金につきまして、令和5年度における介護保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴い国、北海道社会保険診療報酬支払基金に対し、受入れずに負担金等の超過分を返還するものでございます。

続いて歳入の説明を申し上げますので74ページ、75ページをお開き願います。

3款2項2目4節、前年度分地域支援事業交付金166万2,000円の追

加。

4款1項1目3節、前年度分介護給付費交付金336万5,000円の追加及び5款2項1目4節、前年度分地域支援事業交付金104万5,000円の追加につきましては、令和5年度分における介護保険給付費及び地域支援事業費が確定し国、北海道社会保険診療報酬支払基金の負担分に追加交付が生じるものでございます。

7款1項3目1節、低所得者保険料軽減繰入金17万9,000円の追加は、令和5年度分低所得者保険料軽減額が確定したことによる国、北海道負担分が確定し、追加交付が生じたものでございます。

同じく2項1目1節、介護保険基金繰入金から489万4,000円の減額は、今回の補正予算の財源調整によるものです。

8款1項1目1節、前年度繰越金に57万2,000円の追加は、前年度の歳入歳出差引き額を繰越金として計上するものです。

9款3項3目1節、給付費返納金に472万6,000円の追加は、令和5年度に発生した介護給付費不正請求に係る返納請求額を計上するものでございます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第61号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第61号、令和6年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第62号

◇議 長 日程第14、議案第62号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書79ページでございます。議案第62号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、令和6年度大空町簡易水道事業会計予算。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、簡易水道事業収益2億3,342万6,000円から92万2,000円減額し、2億3,243万4,000円にする。

第2項、営業外収益7,340万2,000円から99万2,000円減額し、7,241万円とする。

支出。第1款、簡易水道事業費用2億6,230万円から156万9,000円減額し、2億6,073万1,000円とする。

第1項、営業費用2億3,524万円から156万9,000円減額し、2億3,367万1,000円とする。

特例的収入及び支出の補正。第3条、予算第4条の2本文中、未収金及び未払金の金額は、それぞれ890万円及び2,823万9,000円である。を、未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,026万8,000円及び3,017万4,000円である。に改める。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

80ページ、81ページをお開きください。簡易水道事業会計予算実施計画。収益的収入及び支出、収入です。

1款、簡易水道事業収益から99万2,000円減額し、収益的収入総額を2億3,243万4,000円とするものです。

支出です。1款、簡易水道事業費用から156万9,000円減額し、収益的支出総額を2億6,073万1,000円とするものです。

次に、簡易水道事業会計補正予算説明書、収益的収入及び支出の説明ですが、支出からご説明いたしますので、84、85ページをお開きください。支出です。

1款1項2目、配水及び給水費の16節、修繕料の480万円の増額は、漏水等による水道管の修繕によるものです。

5目、減価償却費の1節、減価償却費から636万9,000円減額は、令和5年度の固定資産取得分と償却分が確定したことによるものです。

続きまして収入のご説明をいたしますので、82、83ページをお開きください。収入です。

1款2項2目、長期前受金戻入の1節、長期前受金戻入から99万2,000円の減額は、令和5年度の補助金の確定によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明申し上げました。お審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第62号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第62号、令和6年度大空町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第63号

- ◇議 長 日程第15、議案第63号、令和6年度大空町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

- ◇建設課長 議案書93ページでございます。議案第63号、令和6年度大空町下水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和6年度大空町下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、令和6年度大空町下水道事業会計予算。第3条に定めた収益的収入及び支出予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、下水道事業収益2億642万6,000円から79万5,000円減額し、2億563万1,000円とする。

第2項、営業外収益9,479万4,000円から79万5,000円を減額し、9,399万9,000円とする。

支出。第1款、下水道事業費用2億6,769万7,000円を1,507万6,000円増額し、2億8,277万3,000円とする。

第1項、営業費用2億4,323万7,000円を1,507万6,000円増額し、2億5,831万3,000円とする。

特例的収入及び支出の補正。第3条、予算第4条の2本文中、未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,887万3,000円及び3,588万5,000円である。を、未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,982万5,000円及び2,170万円である。に改める。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

94、95ページをお開きください。下水道事業会計予算実施計画、収益的

収入及び支出、収入です。

1 款、下水道事業収益から 7 9 万 5, 0 0 0 円減額し、収益的収入総額を 2 億 5 6 3 万 1, 0 0 0 円とするものです。

支出です。1 款、下水道事業費用に 1, 5 0 7 万 6, 0 0 0 円を増額し、収益支出総額を 2 億 8, 2 7 7 万 3, 0 0 0 円とするものです。

次に下水道事業会計補正予算書、収益的収入及び支出の説明ですが、支出からご説明をいたしますので、9 8、9 9 ページをお開きください。支出です。

1 款 1 項 1 目、減価償却費の 1 節、減価償却費の 1, 5 0 7 万 6, 0 0 0 円の増額は、令和 5 年度の固定資産の取得分と償却分が確定したことによるものです。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、9 6、9 7 ページをお開きください。収入です。

1 款 2 項 3 目、長期前受金戻入の 1 節、長期前受金戻入から 7 9 万 5, 0 0 0 円の減額は、令和 5 年度補助金の確定によるものです。

以上、補正予算の内容についてご説明を申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 6 3 号、令和 6 年度大空町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 6 3 号、令和 6 年度大空町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 6 議案第 6 4 号

◇議 長 日程第 1 6、議案第 6 4 号、令和 6 年度大空町個別排水処理事業会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。高建設課長。

◇建設課長 議案書 1 0 7 ページでございます。議案第 6 4 号、令和 6 年度大

空町個別排水処理事業会計補正予算（第1号）。

総則。第1条、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。第2条、令和6年度大空町個別排水処理事業会計予算。第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、個別排水処理事業収益2,061万4,000円から3万4,000円減額し、2,058万円とする。

第2項、営業外収益845万9,000円から3万4,000円減額し、842万5,000円とする。

支出。第1款、個別排水処理事業費用3,045万9,000円から11万円を減額し、3,034万9,000円とする。

第1項、営業費用2,649万9,000円から11万円を減額し、2,638万9,000円とする。

特例的収入及び支出の補正。第3条、予算第4条の2本文中、未収金及び未払金の金額は、それぞれ100万3,000円及び64万6,000円である。を、未収金及び未払金の金額は、それぞれ102万1,000円及び33万7,000円である。に改める。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

108、109ページをお開きください。個別配水処理事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出、収入です。

1款、個別排水処理事業収益から3万4,000円減額し、収益的収入総合を2,058万円とするものです。

支出です。1款、個別排水処理事業費用から11万円減額し、収益的支出総額を3,034万9,000円とするものです。

次に、個別排水処理事業補正予算説明書、収益的収入及び支出の説明ですが、支出からご説明をいたしますので、112、113ページをお開きください。支出です。

1款1項3目、減価償却費の1節、減価償却費の11万円の減額は、令和5年度の固定資産の償却分が確定したことによるものです。

続きまして、収入のご説明をいたしますので、110、111ページをお開きください。収入です。

1款2項3目、長期前受金戻入の1節、長期前受金戻入から3万4,000円の減額は、令和5年度補助金の確定によるものです。

以上、補正予算内容についてご説明を申し上げました。ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第64号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第64号、令和6年度大空町個別排水処理事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時とします。

(休憩 午前12時06分)

(再開 午後 1時00分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第17 認定第1号 から 日程第24 認定第8号

◇議 長 日程第17、認定第1号、令和5年度大空町一般会計歳入歳出決算認定から、日程第24、認定第8号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定までの8件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により、順次提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議案書121ページでございます。説明に当たりましては、令和5年度大空町各会計歳入歳出決算書を使用しますのでご用意をいただきたいと存じます。

認定第1号、令和5年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

令和5年度大空町各会計歳入歳出決算書の10ページをお開き願います。

実質収支に関する調書の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額97億9,172万6,000円。

2、歳出総額95億6,883万1,000円。

3、歳入歳出差引額2億2,289万5,000円。

4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逡次繰越額10万9,000円。(2)繰越明許費繰越額485万3,000円。計496万2,000円。

5、実質収支額、2億1,793万3,000円です。

次に、議案書の123ページをお開き願います。

認定第2号、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

決算書の106ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額11億3,852万4,000円。

2、歳出総額11億3,068万7,000円。

3、歳入歳出差引額783万7,000円。

5、実質収支額783万7,000円です。

次に、議案書の125ページをお開き願います。

認定第3号、令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

決算書の128ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1億2,932万4,000円。

2、歳出総額1億2,918万円。

3、歳入歳出差引額14万4,000円。

5、実質収支額14万4,000円です。

次に、議案書の127ページをお開き願います。

認定第4号、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

決算書の142ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額7億1,181万6,000円。

2、歳出総額7億1,124万3,000円。

3、歳入歳出差引額57万3,000円。

5、実質収支額57万3,000円です。

次に、議案書の129ページをお開き願います。

認定第5号、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を

付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。
決算書170ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額681万円。
- 2、歳出総額630万2,000円。
- 3、歳入歳出差引額50万8,000円。
- 5、実質収支額50万8,000円です。

次に、議案書の131ページをお開き願います。

認定第6号、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

決算書の184ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額3億2,141万9,000円。
- 2、歳出総額2億9,114万2,000円。
- 3、歳入歳出差引額3,027万7,000円。
- 5、実質収支額3,027万7,000円です。

次に、議案書の133ページをお開き願います。

認定第7号、令和5年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

決算書の200ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額3億1,846万4,000円。
- 2、歳出総額2億9,624万5,000円。
- 3、歳入歳出差引き額2,221万9,000円。
- 5、実質収支額2,221万9,000円です。

次に、議案書の135ページをお開き願います。

認定第8号、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和6年9月17日提出、大空町長、松川一正。

決算書の218ページをお開き願います。

実質収支に関する調書。

- 1、歳入総額3,101万4,000円。
- 2、歳出総額3,045万3,000円。
- 3、歳入歳出差引額56万1,000円。

5、実質収支額56万1,000円でございます。

以上提案理由につきまして、ご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議会選出監査委員を除く9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。
暫時休憩します。

（暫時休憩 午後 1時11分）

（再開 午後 1時12分）

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。再開はブザーをもってお知らせします。

（休憩 午後 1時13分）

（再開 午後 1時25分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。休憩中に、先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

決算審査特別委員会委員長に岩原繁議員。副委員長に後藤忍議員。
以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第25 議案第65号

◇議 長 日程第25、議案第65号、令和6年度大空町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。笠井総務部参事。

◇総務課参事 追加議案書の1ページでございます。議案第65号、令和6年度大空町一般会計補正予算（第4号）。

令和6年度大空町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億8,720万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和6年9月18日提出、大空町長、松川一正。

3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

15款、国庫支出金に257万円追加。19款、繰入金に343万円追加。歳入合計は600万円を追加し、98億8,720万8,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

4款、衛生費に100万円追加。8款、土木費に500万円追加。歳出合計は600万円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明です。歳出から行いますので、10ページ、11ページをお開き願います。

4款2項3目、リサイクルセンター費の10節、修繕料に100万円の追加は、プラスチックとペットボトルを圧縮する減容機において不具合が見つかり、早急に修繕する必要があることから追加するものです。

8款2項4目、道路新設改良費の14節、橋梁補修工事に500万円の追加は、当初予算に計上し発注しているところでございますが、現場作業の進捗に伴い、作業内容を追加する必要性が生じたことから追加するものです。

続きまして、歳入の説明をします。8ページ、9ページをお開き願います。

15款2項5目1節、道路橋梁費補助金257万円の追加は、橋梁補修工事の追加に伴う国からの補助金です。

19款1項1目1節、財政調整基金繰入金343万円の追加は、今回補正の財源調整によるものです。

以上、補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げました。ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第 6 5 号、令和 6 年度大空町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。したがって議案第 6 5 号、令和 6 年度大空町一般会計補正予算（第 4 号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 6 発議第 1 3 号

- ◇議 長 日程第 2 6、発議第 1 3 号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。7 番、後藤忍議員。

- ◇後藤議員 はい、7 番。議会側議案の 1 ページをお開きください。発議第 1 3 号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第 1 4 条の規定により、別紙のとおり提出する。令和 6 年 9 月 1 8 日提出、提案者は大空町議会議員後藤、川村、齋藤、松岡、福田の各議員であります。

3 ページでございます。北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。

これらの課題を解消し、食や観光に関する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や、広域周遊観光を支える道路ネットワークの整備が必要不可欠です。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬季間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保すること

が重要です。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記。1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早急に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な普及等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第13号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望

意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。したがって発議第13号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議第14号

◇議 長 日程第27、発議第14号、改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番、後藤忍議員。

◇後藤議員 はい、7番。議会側議案の5ページをお開きください。発議第14号、改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する要望意見書。

このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。令和6年9月18日提出、提案者は大空町議会議員後藤、川村、齋藤、松岡、福田の各議員であります。

7ページでございます。農業をめぐるのは、近年の自然災害の多発化による食糧不足・農地の損失、コロナ禍による輸入制限や国内在庫滞留などが発生し、ウクライナ侵攻や中東情勢の混迷など世界経済の不安定化から食料調達の激化とともに、円安などの影響も相まって、食料やエネルギーの価格高騰が依然として続いています。さらに、世界的な気象変動による食料生産への影響が大きく、昨年では猛暑等の影響で品質低下・収量減を招き、本年も各地で高温や局地的な豪雨などで、食料を持続的かつ安定的に供給することが不安視されています。

こうしたなか、制定から25年が経過した農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法は、新たに食料安全保障の確保や環境と調和のとれた食料システムの確立を基本理念に盛り込むなど条例の一部を改正し、今国会で成立しました。

しかしながら、生産現場では世界情勢の変化に対応した輸入に頼らない国内農業生産の増大を基本とした、抜本的な政策の見直しを期待しましたが、食料自給率目標が一度も達成されなかったなど、これまでの農政が十分に検証されず、納得しがたいとの声が上がっています。今後、来年3月までに改訂する基本計画に向けては、国内農畜産物の安定供給のほか、食料自給率向上を図る国内農業生産の基盤強化や食料安全保障としての予算確保が重要となっています。

また、適正な価格形成については、需給や品質を反映して値決めする基本は維持し、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、生産現場が求める再生産可能な価格形成となるかは不透明であり、生産コストを補えない分は所得補償制度の導入などが求められています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見

に寄り添った農政の確立に向け、食料・農業・農村基本計画の改訂など改正基本法の実効性確保などについて、下記事項を要望いたします。

記。1、改正基本法に基づく次期基本計画の改訂にあたっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充するとともに、国内農業生産の増大を図る意欲的な目標値を設定し、年一回の目標達成の状況調査・公表のみならず、未達成品目の実効性を確保する具体的な施策を講じるなど食料自給率の向上に努めること。

2、適正な価格形成については、生産現場が求めるコスト上昇分を価格転嫁した場合、消費減退などを招くことや、最終的な価格は当事者間の交渉に委ねるとしていることから、一方的に消費者へ負担させるのではなく、生産コストを賄えない恒常的な赤字分については、再生産を可能とする所得補償制度を導入すること。

3、我が国最大の食料供給基地である本道を、食料安全保障の確保に向けた重点地域と位置付けるとともに、食料の安定供給を図る農村地域の維持・発展に資するため、産業政策と地域政策を車の両輪として一体的に推進し、地域コミュニティの維持、農村への移住・定住促進や労働力の確保、環境保全の取組など農村政策を拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先につきましては、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛てでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第14号、改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。したがって発議第14号、改正食料・農業・農村基本法の実効性確保等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 報告第12号

◇議長 日程第28、報告第12号、令和5年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告についてを議題とします。

教育委員会関谷教育長から、令和5年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。平田生涯学習課長。

◇生涯学習課長 議会側議案書9ページをお開き願います。報告第12号、令和5年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告につきまして、ご報告を申し上げます。

資料につきましては、既に別冊にて配付をいたしました令和5年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書をご覧いただきたいと存じます。

教育委員会の活動状況につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと規定されております。

このことから、大空町教育委員会では令和5年度の教育委員会所管の事務事業について、自ら点検・評価を行い、去る8月22日に開催されました教育委員会会議に提出し、議決となりましたことから町議会議長宛て提出し、議会へ報告するものでございます。

新型コロナウイルス感染症への対応・対策とその影響が長く続き、大空町におきましても各種事業の中止や縮小など余儀なくされてまいりましたが、令和5年度には5類へ移行となり、ようやく普段の日常生活・経済活動に戻りつつある中での事務事業を行ってまいりました。

1ページから21ページまでは、第1部、教育委員会の活動状況となります。

1ページは、教育長及び教育委員名簿を記載しております。

2ページから7ページは、令和5年4月から令和6年3月までの教育委員会会議及び教育委員会協議会の開催状況と、会議に付されました案件等について記載をしております。

8ページは、令和5年度中に制定をいたしました教育委員会関連の条例・規則・要綱等について記載をしております。令和5年度は条例0件、規則4件、要綱5件、要領規定4件の計13件の制定となりました。

9ページは、主な計画等の策定状況について記載をしております。令和5年度は、表の下から4行目から順に大空町社会教育推進計画、大空町教育推進方針、第三次大空町教育推進計画及び第2次大空町社会教育中期計画をそれぞれ策定いたしました。

10ページは、教育委員の活動状況について記載をしております。

11ページは、教育委員会が所管する教育関係の各機関名、委員数、主な審議事項及び活動内容について記載をしております。

12ページから14ページは、学校に対する指導・助言・指示等として、主

な通知・通達等について、15ページ、16ページは、校長会議及び教頭会議における教育長からの主な示達内容等について、それぞれ記載をしております。

17ページは、町民に対する情報提供の内容等について記載をしております。

18ページは、令和5年度の教育委員会関連の最終予算状況について記載をしております。総額11億6,657万8,000円で、一般会計総予算の約12.20%を占めております。また、令和4年度15億9,127万9,000円に對しまして4億2,470万1,000円の減、対前年度比26.69%の減となりました。大幅な減額となりました主な要因等といたしましては、各小・中学校エアコン設置事業に伴います関連工事費など1億6,130万4,000円。こちらはプラスとなっております。また、東藻琴地区スクールバス1台の更新に伴う関連費用など、2,299万円のこちらにもプラスとなりましたが、大空高等学校交流拠点施設整備事業、大空高校の新しい寄宿舎が令和5年3月末に竣工したことに伴います関連工事費など、5億6,316万4,000円の減。図書館大規模改修事業関連工事費など6,648万7,000円の減となりました。増額、減額の差引き結果4億2,470万1,000円の減、対前年度比26.69%の減となったものでございます。

19ページから21ページは、令和5年度教育委員会関連の最終予算の内訳について記載をしております。ご説明につきましては省略をさせていただきます。

22ページから29ページまでは、第2部、学校教育活動に関わります反省・評価となります。令和元年度からスタートいたしました第2次大空町教育推進計画は令和5年度が最終年度となりました。

22ページは、令和5年度の大空町教育推進方針にかかわります学校教育関係分の反省・評価につきまして、第2次教育推進計画の実現を目指すべく、計画の内容を具体的・重点的に設定し、計画の基本目標・施策項目の数字を記載し、そのかわりを示したものとなっております。基本目標4項目、施策項目25項目について記載をしております。表の中の括弧の数値につきましては、5段階評価尺度に基づきまして、各小・中・高等学校にて実施された評価点数の平均値をそれぞれ記載しております。

30ページから34ページまでは、第3部、社会教育活動にかかわります反省評価となります。

30ページは、令和5年度の大空町教育推進方針に関わる社会教育関係分の反省・評価につきまして、第2次教育推進計画の実現を目指すべく、計画内容を具体的・重点的に設定し、計画の基本目標、施策項目の数字を記載し、そのかわりを示したものとなっております。基本目標5項目、施策項目31項目について記載しております。表の中の括弧の数値につきましては、5段階評価尺度に基づきまして、社会教育委員会での協議により出されました評価点数の平均値を記載しております。

学校教育、社会教育それぞれこれら反省・評価結果をもとに令和6年度の事業計画を立てて進めているところでございます。

また、社会教育に関しましては、教育推進計画とは別に5カ年の大空町社会教育中期計画と単年度の社会教育推進計画を定めており、令和5年度社会教育推進計画に関する評価結果につきまして、参考資料として添付をしておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

以上、報告書の概要等をご説明申し上げ、令和5年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告とさせていただきます。

◇議 長 5番、鈴木秀之議員から質疑の申出がありましたので、これを許します。5番、鈴木秀之議員。

◇鈴木議員 質疑をお許しいただきましてありがとうございます。

第3部の社会教育に係る反省・評価について見解をお聞きさせていただきたいと思っております。

この評価表の33ページ、5、学びを生かす地域社会の実現という項目がございまして、これは基本目標の5ということで、それで具体的な方針策が進められていると認識しております。生涯学習社会に向けた目標ということで施策の展開をされている。その中の評価の中で下は2.00から上は4.00、それぞれの施策の中でかなり努力をしているけれどもなかなか実施が目標まで達してないという、そういうところもあると承知しております。そういう中で地域課題解決に向けた取組ということがこの中ではされていると認識しております。

その中で、最後の34ページの(15)を見ますと、努力をされた中で、地域の様々な課題を協議することが出来たという3.00の評価でございすけれども、現在の社会教育関係団体やスポーツ関係団体、そういう中で、なかなかこう組織化が出来て難しくなっているという状況もあると見受けられるわけですが、様々な地域課題を協議することが出来たという評価になっておりますので、具体的な事例とか、そういうのがあれば地域課題についてどのような認識を教育委員会のほうで持っておられるのかも含めてお尋ねしたいと思います。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 鈴木議員のご質疑に対してご答弁申し上げたいと思います。

こちら評価点検表の5番目の項目、これは教育推進方針という項目に基づいて、具体的な項目15項目につきまして評価をしたところでございます。

今、事例として挙げました(15)番の地域課題の解決に向けたという評価の欄のところに、社会教育団体への活動の助言・指導の中で地域の様々な課題を協議することが出来たと評価をした理由が書かれております。議員の質疑の中でも少し触れていただきましたが、社会教育活動につきましては、コロナが明けまして各団体の活動も徐々に再開されて通常どおりに戻ってきております。こうした町民の皆さんの活動については社会教育担当とすれば感謝申し上げますところですが、教育行政側の活動に対する評価というところでした

ので、そういった視点で評価をしているところです。

各団体の活動再開に伴いまして求めに応じて支援等を行ってきましたが、一方で各団体の後継者不足、それから世代交代が行われない現状から点数的には3点という形、それから(5)のところにも同様の社会教育関連団体の育成・支援を強化と、新たな活力をもたらす仕組みの構築を図るという部分で、同様のこちらについては2.0というような形で、なかなかそういった人材の育成につながらないと。ただ、実際、今活動を行っている方は積極的に行っているのですけれども、高齢化が進んでいる、そういった状況を踏まえた中で、教育委員会として、少し課題を持っているというような意味合いでございます。

具体的な課題の議論をしたというような中では、社会教育委員の中で中期計画の策定のために令和5年度はワークショップなどを行ってきたところでございます。私の担当したところは施設の整備というような中での町の課題について、グループワークの中で協議をしたところでございまして、今後の将来を見越した中で、こういった社会教育施設の在り方が重要かとそういったところでご協議をいただいたところでございます。

同時に他のチームのワークショップの中では、体育振興の関係それから文化財保護の関係そういったテーマごとに様々な議論をしていただいて、最終的に社会教育の中期計画を策定していただいたというような形になりますので、そういった中で評価・点検をして、次の5年間の中期的な計画として、まとめさせていただいたということが、令和5年度の一つの成果であったかなと思います。そういった中で社会教育関連、まちづくりは人づくりという中で、社会教育が地域住民のそういった活動を通じて、積極的な住民の自治活動に展開していくということは重要な役割と認識しておりますので、そういった中で町民の皆様と一緒に議論をしてきたといった状況でございます。

◇議 長 5番、鈴木委員。

◇鈴木議員 ありがとうございます。社会教育というのは、自主自立それから自治という中で進めるというのが基本でございまして、今、社会教育行政というのは補完的にそれをサポートするという姿勢だと私は認識しているわけです。そんな中で、今、説明がございましたが社会教育委員から生涯学習奨励員それからスポーツ推進委員、そういう民間の方々に入っていて、社会教育を支えていただいていると思っております。そういう方々の意見を十分酌んでいただいて、住民主体の社会教育の推進に努めていただければと思っております。

以上で終わります。

◇議 長 村山生涯学習課参事。

◇生涯学習課長 貴重なご意見として受け止めさせていただきたいと思います。今、議員おっしゃってましたとおり、私たち社会教育グループは教育推進

計画等中期計画に基づいて業務を行っているところでございますが、基本的な任務や役割に関しましては社会教育法に定めがございます。その法の定めるところにおきましては、社会教育の奨励に関する学習機会の提供、その奨励を行うとなってございます。この奨励という意味は、ある物事を良いこととして人に進めることとなっておりますので、社会教育グループが主になるわけではなく、促す立場にあり、あくまで町民の皆様の主体的な活動につながったかどうか、私たちの評価につながると考えておりますので、今後ともご指導賜りますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 以上で質疑を終わります。

これで、令和５年度大空町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告については終わります。

◎日程第２９ 報告第１３号

◇議 長 日程第２９、報告第１３号、令和５年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

松川町長から、お手元に配付しているとおり、令和５年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見をつけて提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。笠井総務課参事。

◇総務課参事 議会側議案書１１ページでございます。報告第１３号、令和５年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてでございます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの指標を健全化判断比率とし、また、公営企業の資金の状況を示す指標を資金不足比率として監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し公表するものでございます。

１３ページは、８月３０日付町長から議長への報告文書でございます。

１５ページをお開き願います。健全化判断比率についてご説明いたします。表の上段が比率の名称、下段が大空町の令和５年度決算に基づく比率、その下の括弧書きの数値は早期健全化の基準となる数値です。

左から実質赤字比率につきましては、一般会計の収支が対象となり、赤字額が地方公共団体の標準的な収入額である標準財政規模に占める割合をあらわすもので、赤字の場合のみ算定されます。本町は黒字のため表示されておりません。早期健全化の判断基準につきましては１４．８５％となっております。

連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした実質赤字額、または資金不足額が標準財政規模に占める割合で、赤字の場合のみ算定されますが、各会計とも黒字のため表示されておりません。早期健全化の判断基準は１９．８５％となっております。

実質公債費比率につきましては、一般会計が負担する地方債元利償還金や企業会計の地方債元利償還金に充てるための繰出金などが標準財政規模に占める割合を示すもので、３カ年の平均で算定されております。令和３年度から

5年度までの3カ年平均で9.6%でございまして、前年度から0.4%下がっております。なお、早期健全化の判断基準は25.0%となっております。

将来負担比率につきましては、一般会計地方債残高や債務負担行為による歳出予定額など、将来に負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合を示すものです。基金などの充当可能な財源が将来の負担額を上回っているため数値が表示されておられません。早期健全化判断基準は350.0%となっております。

17ページをお開き願います。資金不足比率につきましては、企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合をあらわすもので、一般会計での赤字を意味するものでございます。本町で対象となる会計は簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、個別排水処理事業特別会計の3会計となり、いずれの会計も資金不足を生じていないことから算定されておられません。なお、経営健全化基準は20.0%となっております。

19ページ、21ページにつきましては、監査委員からの意見書となっておりますのでご参照願います。

以上、令和5年度決算に基づく大空町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

◇議 長 次に、監査委員による、令和5年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第13号、令和5年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、さらに同法第23条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査いたしましたのでご報告申し上げます。

財政健全化の審査及び経営健全化の審査は、8月22日に松岡監査委員とともに実施したところでございます。財政健全化の審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料の記載のとおり審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和5年度の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準と比較すると、これを下回っており特に指摘すべき事項はありません。

次に経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。その結果、お手元に配付された資料に記載のとおり審査に付された各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることと認められました。令和5年度の資金不足比率は各会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準の20.0%と比較するといずれも下回っており、特に指摘する事項はありません。

以上、令和５年度大空町健全化判断比率及び資金不足比率について、審査結果の報告とさせていただきます。

◇議 長 これで、令和５年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第３０ 報告第１４号

◇議 長 日程第３０、報告第１４号、例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第１４号、例月出納検査結果の報告につきまして、地方自治法第２３５条の２第３項の規定により報告申し上げます。

検査の対象となった月は、令和６年５月分から令和６年７月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、５月分につきましては６月１７日に、６月分につきましては７月２３日に、７月分につきましては８月２２日に松岡監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり相違ありません。

また、現金、預金の保管状況、その他特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

松川町長から発言があれば許します。松川町長。

◇町 長 令和６年第３回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今定例会初日、８月１６日に御逝去された三條議員への追悼演説が後藤議員より行われ、大空町議会議員としてのご功績の紹介と感謝の言葉が述べられたところであります。

三條議員は議会議員としてのご功績だけでなく、旧女満別町職員、合併後の大空町職員としても数多くのご貢献をいただきました。

私が特に印象深いのは、女満別ゴルフコースの誘致であります。様々な課題、難題を抱えながら開業オープンに至ることが出来たのは、紛れもなく三條議員のいかなる困難に直面してもそれを恐れることなく、敢然と初志を貫く強

い意志があったからこそだと思います。

昨晚、三條議員が初めて大空町議会議員選挙に出馬した際の選挙公報を改めて拝見いたしました。医療、福祉が充実し、いつまでも健康に暮らせるまちを目指し、町民皆様が末永く大空町で快適に、少しでも将来の不安が解消され、心身ともに健康に生活できる環境にしたいとの思いが掲載されていました。

ご自身が目指すまちづくりに向け、2期6年の任期の中で、一生懸命全身全霊をかけ取り組まれていました。

今後は、11名の議員の皆さんが三條議員の思いを受けつがれていくものと思います。私ども行政も議員皆さん、町民皆さんとともに医療、福祉が充実し、いつまでも健康で暮らせるまちの実現に向け取組を進めてまいります。

三條議員、本当にありがとうございました。そして、心から御冥福をお祈りいたします。

今定例会では3名の議員から一般質問をちょうだいいたしました。様々な視点からご示唆をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、農業者の皆様は今まさに収穫真っただ中にあります。今年は昨年と異なり天候にも恵まれ、順調に作業が進んでいることと思いますが、事故なく無事に収穫を終え、豊穡の秋を迎えられますことを心からお祈りいたします。

本日、令和6年第3回定例会を終えさせていただきました。議員各位におかれましては今後ともご指導いただきますようお願い申し上げ、今回の議会に対するお礼とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◇議 長 これで、令和6年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れ様でした。

(閉会 午後 2時16分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 17 日

議 長 原 本 哲 己

署 名 議 員 森 賀 祐 司

署 名 議 員 鈴 木 秀 之

